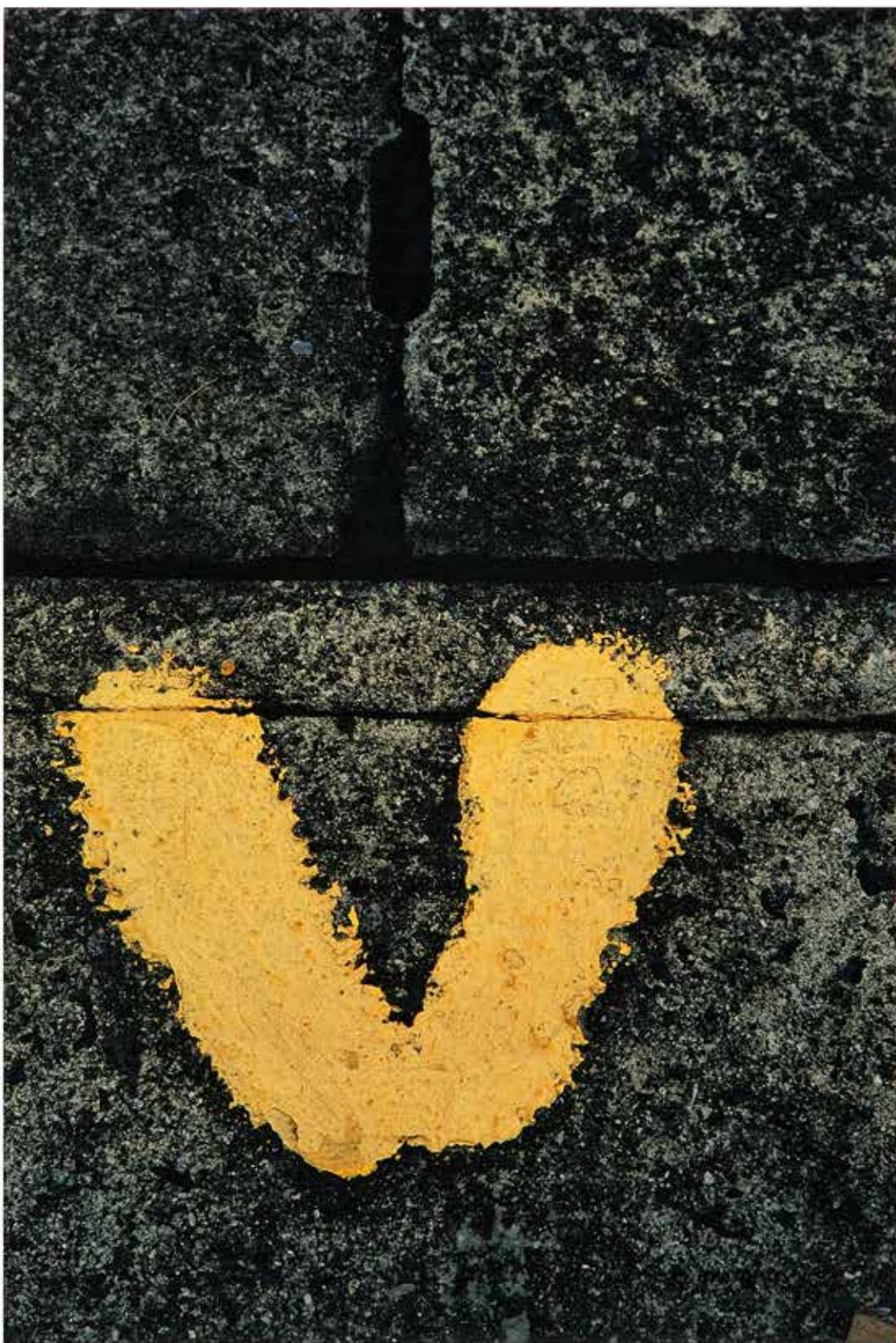


あ す ひら
未来を拓く

ANNUAL REPORT 2021



木村昌斗志「路傍」

経営理念

まち この地域に根ざし、未来を拓く あす

信用金庫は、地域の人々が相互扶助の精神で設立した地域社会や地域の人々のための金融機関です。地域の発展に貢献し、豊かな生活づくりに奉仕することが私たちの使命です。

みらい宣言

しんきん 信用金庫だから、地域の人々の希望と信頼にお応えします。

しんきん 信用金庫だから、チャレンジする起業家を応援します。

しんきん 信用金庫だから、世界に学び、地域の明日を担います。

しんきん 信用金庫だから、誇り高きいきいきした職場をつくります。

しんきん 信用金庫だから、地域と共に生き続けます。

行動の指針

志は高く、行動は逞しく

感謝 私たちは、感謝とまごころをもって、謙虚にたくましく行動します。

奉仕 私たちは、明るく豊かな生活創造のパートナーになります。

挑戦 私たちは、仕事に誇りと目標を持ち、進んで経営に参画します。

人間 私たちは、よく遊びよく学び、心豊かな人間をめざします。



表紙写真: 木村昌斗志「路傍」(木村写真場所蔵)

写真作家のご紹介

木村昌斗志氏は、1926(大正15)年、大分県別府市に生まれました。大分県立別府中学校(現:大分県立別府鶴見丘高等学校)卒業後、東京写真専門学校(現:東京工芸大学)に進学されました。1953(昭和28)年に国画会展に初出品した作品が初入選され、1965(昭和40)年に最年少で国画会会員となりました。以後、木村写真場の2代目として写真館経営をする傍ら、写真家として国展を中心に活躍されました。また、別府市美術協会の会長に就任され後進の育成に努め、2005(平成17)年、別府市にてご逝去されました(享年79歳)。

〈主な受賞歴〉

1953(昭和28)年: 第27回国展に初出品し、初入選	
1955(30)年: 第29回国展で国画賞を受賞	(国画会写真部 最年少)
1957(32)年: 第31回国展にて国画会会友に推挙	(国画会写真部 最年少)
1959(34)年: 第33回国展にて会友優作賞を受賞	(国画会写真部 最年少)
1965(40)年: 第39回国展にて国画会会員に推挙	(国画会写真部 最年少)
1997(平成 9)年: 別府市文化功労賞を受賞	

INDEX

●ごあいさつ	1	●内部管理態勢の充実について	14~17
●みらいしんきんと地域社会	2	●商品・サービス等のご案内	18~19
●みらいしんきんのビジョンについて	3	●店舗・ATMネットワーク	20~21
●経営基盤の充実について	4~5	●総代会について	22~23
●リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況について	6	●役員・組織図	24
●金融仲介機能の発揮について	7	●信金中央金庫について	25
●地域密着型金融の推進について	8~11	●トピックス	26
●地域づくり活動について	12	●資料編	27~56
●リスク管理態勢について	13	●みらいしんきんの歴史	57

ごあいさつ



平素より大分みらい信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚くお礼を申し上げます。当金庫は「この地域に根ざし、未来を拓く」を経営理念として1922年4月に創業し、今年で創立99周年を迎えました。これもひとえに会員ならびに地域の皆さま方の温かいご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、2020年度の国内経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、わが国でも感染が拡大し企業活動や国民の消費行動は大幅に制約を受けました。ワクチン接種の開始によって一部に明るい兆しも見えつつありますが、変異株の発生や感染拡大の再到来などにより景気の先行きは依然として不透明な状況が続いています。とりわけ当地においては主要産業である観光業、宿泊業、飲食業等を中心にコロナ禍の影響が拡大しており、厳しい経営環境が続いています。

こうした中、当金庫ではコロナ禍により深刻な打撃を受けていた事業先への資金繰り支援や本業支援に全力で取り組んでまいりました。その結果、2021年3月末の預金残高は4,224億円(対前年度297億円増加)、貸出金残高は2,082億円(対前年度104億円増加)となり、預金・貸出金残高とともに大幅に伸長しました。なお、そのうち新型コロナウイルス感染症対策関連融資は約2,700件、264億円の実績でした。

また、2020年度決算では、現下のコロナ禍が長期化するという将来予測を織り込んで自己査定を実施した結果、大幅な貸倒引当金の積み増しを行いました。そのため、2020年度は2003年度以来の赤字決算となりましたが、自己資本額は252億円、自己資本比率は国内基準の3倍以上の12.91%と引き続き安心してお取引いただける水準を確保しています。また、今回充分な引当を行ったことにより、お取引先に対する経営支援態勢をさらに強化することができました。

今後も「磐石な100年金庫(=伝統と地域に根ざし、継続的に発展する信用金庫)」の構築に向けて健全経営に徹するとともに、創業の精神に立ち返り、コロナ禍により厳しい状況にある地域の皆さま、会員の皆さんに一層貢献できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月

理事長 森田展弘

みらいしんきんと地域社会

地域貢献ディスカロージャー

信用金庫は相互扶助、非営利の協同組織金融機関で、「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」をビジョンとしています。

当金庫は、信用金庫の原点に戻り、地域・お客さま・金庫役職員同士の絆を深め、広げていくことにより、共に成長への基盤を築き、地域の経済、暮らし、文化の発展に貢献してまいります。

お客さま・会員の皆さま

預金・積金について

預金・積金残高のほとんどは、地域にお住まいの個人の方々や、法人のお取引先からお預かりした資金です。

預金・積金残高 422,421百万円

詳細:4ページ、18ページ、35ページ

出資金について

信用金庫は「会員制度」を基本とした地域金融機関です。会員の皆さまからの出資金は、この地域の発展のお役に立つように運用しています。

会員数 42,755人

出資金残高 1,497百万円

詳細:5ページ

ご融資について

お客さま・会員の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えし、円滑な資金供給を行うことで、地域社会の繁栄に貢献しています。

貸出金残高 208,206百万円

詳細:4ページ、18ページ、35ページ

まち 地域づくり活動

金融業務を通じた経済的貢献だけでなく、地域に根ざした地域金融機関として「文化的・社会的責任」を果たすことが、信用金庫の大切な使命です。

詳細:12ページ

さまざまなネットワーク

みらいしんきん同友会等のさまざまなネットワークづくりに取り組んでいます。

詳細:9~11ページ

みらいしんきん

決算の状況

2020年度は、現下のコロナ禍が長期化するという将来予測を織り込んで自己査定を実施した結果、大幅な貸倒引当金の積み増しを行いました。それにより、一時的に損失を計上しましたが、今回充分な引当を行ったことにより、お取引先に対する経営支援態勢をさらに強化することができました。

詳細:4ページ、30~33ページ

不良債権の状況

金融再生法上の不良債権比率は7.30%となり、そのうち88.65%は担保・保証等および貸倒引当金により保全されています。

詳細:6ページ

自己資本の状況

健全性の指標である自己資本比率は、12.91%となりました。自己資本比率は国内基準4%の3倍以上の水準にあり、引き続き高い健全性を確保しています。

詳細:5ページ、45ページ

ご融資以外の運用 (有価証券等)

お客さまからお預かりしたご預金や出資金は、ご融資による運用の他に、国債や社債、投資信託などの有価証券への投資等による運用を行っています。

有価証券残高 134,166百万円

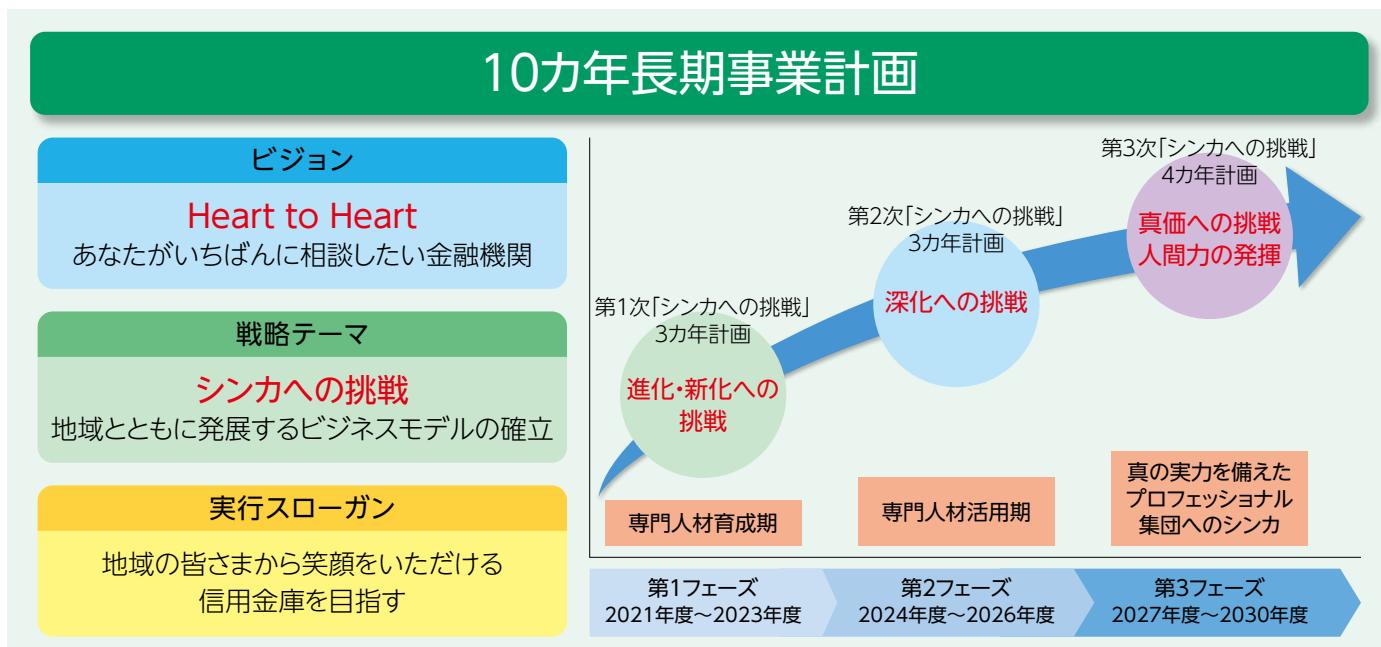
詳細:36ページ

みらいしんきんのビジョンについて

みらい信金では、今後10年間の社会・経済情勢の変化を予想し、その環境変化を踏まえた長期的課題、10年後のビジョンを明確にするとともに戦略化した「10カ年長期事業計画」を策定しました。

2021年4月から、長期事業計画に基づく中期事業計画「第1次『シンカへの挑戦』3カ年計画」をスタートさせました。この中期事業計画では、DX(デジタルトランスフォーメーション)への対応スピードを加速させ、生産性の向上とお客さまとの接点の拡充を図るとともに、顧客利便性・顧客満足度の「進化」と、創立100周年を機に各種態勢の見直しを図り、新たなみらいしんきんへの「新化」を目指しております。

基本方針



基本戦略と重点施策

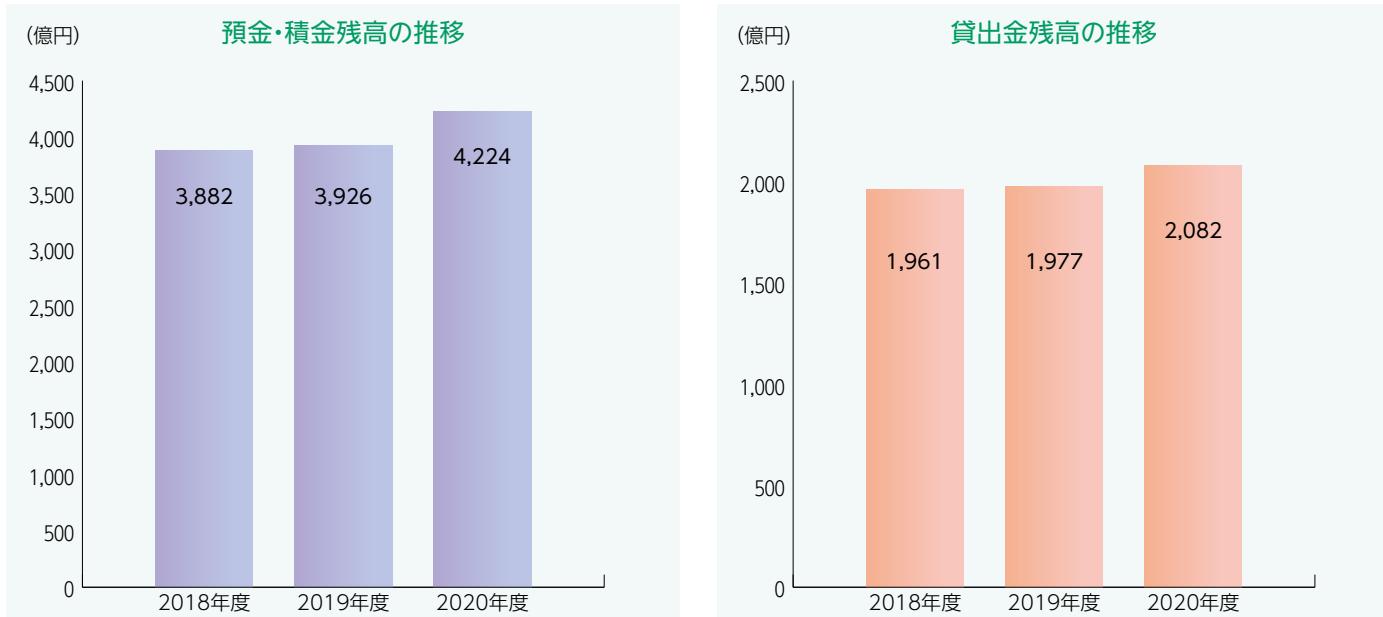


経営基盤の充実について

預金・積金、貸出金の状況

2021年3月末の預金・積金残高は4,224億2千1百万円となり、前期末比297億8千3百万円増加、増加率は7.58%でした。科目別では要求性預金が増加し、定期性預金が減少しました。また、人格別では個人、法人が増加し、地方公共団体が減少しました。

2021年3月末の貸出金残高は2,082億6百万円となり、前期末比104億6千6百万円増加、増加率は5.29%でした。科目別では証書貸付が増加し、割引手形、手形貸付、当座貸越が減少しました。また、属性別では事業先、地方公共団体が増加し、個人が減少しました。

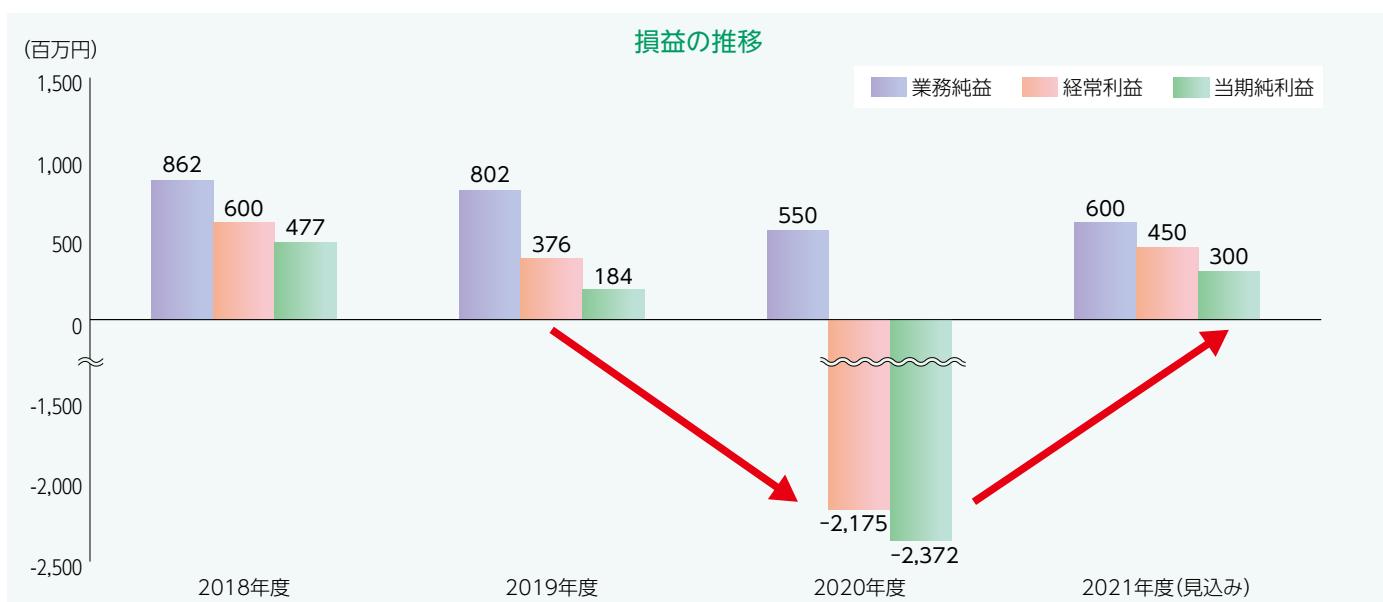


損益の状況

2020年度は、現下のコロナ禍が長期化するという将来予測を織り込んで自己査定を実施した結果、大幅な貸倒引当金の積み増しを行いました。それにより、業務純益は5億5千万円、経常損益は△21億7千5百万円、当期純損益は△23億7千2百万円となりました。

今回充分な引当を行ったことにより、お取引先に対する経営支援態勢をさらに強化することができました。

来期(2021年度)の業績見通しは、コロナ禍により深刻な打撃を受けている事業先の皆さまへの資金繰り支援や本業支援に全力で取り組んでいくほか、経営効率の向上に努め、業績はV字回復ができる見込みです。



用語説明

●業務純益

金融機関の基本的業務で得た収益から費用を差し引いた利益です。

●経常利益

基本的業務とその他の業務で得た収益から費用を差し引いた利益です。

●当期純利益

経常利益に特別利益・特別損失を加減し、法人税等を控除した最終利益です。

自己資本の状況

2021年3月末の自己資本額は252億9千万円となり、自己資本比率は12.91%となりました。なお、引き続き自己資本比率は国内基準4%の3倍以上の水準にあり、安定した健全性を確保しています。

当金庫の自己資本比率(2020年度)は**12.91%**です

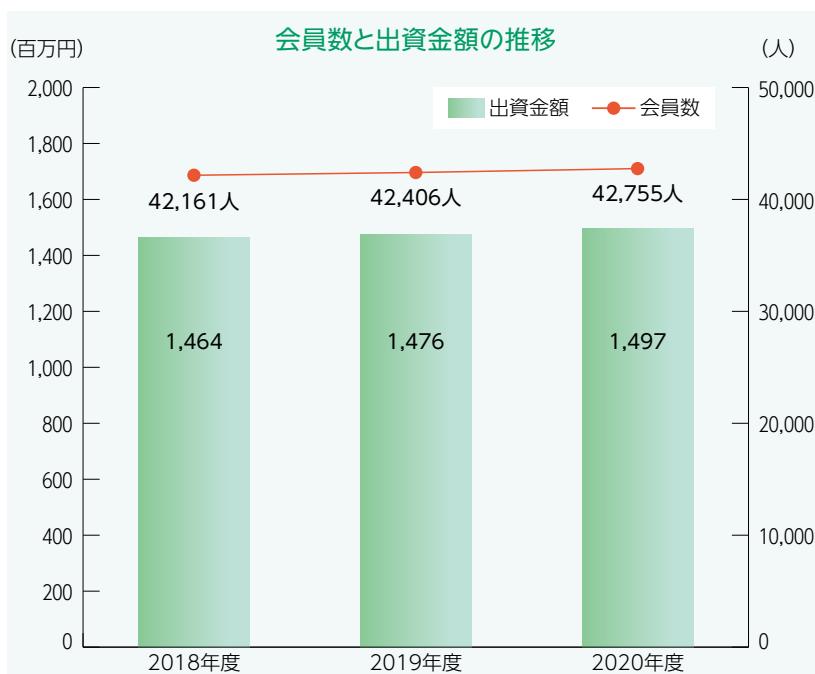


会員数と出資金額の状況

信用金庫は、地域の事業者や住民の皆さまが会員となって、互いに助け合い、ともに発展していくことを目的に運営される「相互扶助」を基本理念とした地域のための金融機関です。

2021年3月末の出資金額は14億9千7百万円で前期末比2千1百万円増加しました。

また、会員数は42,755人となり、前期末比349人増加しました。



▲大分県社会福祉協議会での贈呈式

2020年度の会員大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からやむなく中止させていただきました。また、2021年度の会員大会についても、同様に中止とさせていただきます。

会員大会の中止に代えて当金庫営業地区であります6市1町(別府市・大分市・中津市・宇佐市・豊後高田市・由布市・日出町)の子ども食堂へ、大分県社会福祉協議会を通じて食材を寄贈させていただきました。当金庫のSDGsの取り組みの一環として、未来を担う子どもたちを支援する一助になればと願っています。

リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況について

●リスク管理債権と引当・保全状況

区分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	2019年度	502	111	390	100.00
	2020年度	1,087	123	964	100.00
延滞債権	2019年度	8,341	3,144	3,847	83.81
	2020年度	13,023	6,152	5,568	89.99
3ヶ月以上延滞債権	2019年度	63	57	10	107.76
	2020年度	26	25	4	112.30
貸出条件緩和債権	2019年度	1,656	779	277	63.78
	2020年度	1,476	759	235	67.41
合計		2019年度	10,564	4,093	4,525
		2020年度	15,613	7,060	6,772
					88.59

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てる金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●金融再生法開示債権と引当・保全状況

(単位:百万円、%)

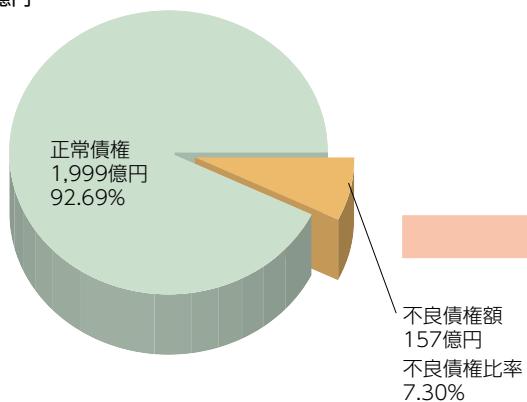
区分		開示残高(A)	保全額(B)	担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)	保全率(B)/(A)	引当率(D)/(A-C)
金融再生法上の不良債権	2019年度	10,704	8,722	4,119	4,602	81.48	69.89
	2020年度	15,760	13,972	7,076	6,896	88.65	79.41
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2019年度	2,672	2,672	858	1,814	100.00	100.00
	2020年度	6,926	6,926	2,233	4,692	100.00	100.00
危険債権	2019年度	6,311	4,924	2,423	2,500	78.01	64.31
	2020年度	7,331	6,021	4,057	1,964	82.13	59.99
要管理債権	2019年度	1,719	1,125	837	287	65.41	32.61
	2020年度	1,502	1,024	785	239	68.18	33.39
正常債権	2019年度	194,506	(注)				
	2020年度	199,905					
合計	2019年度	205,210					
	2020年度	215,665					

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

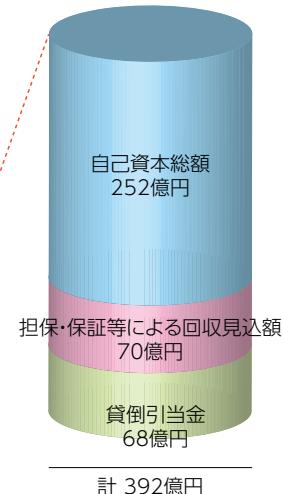
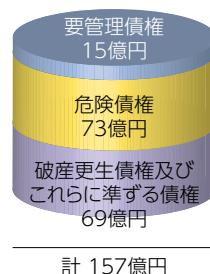
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●金融再生法上の不良債権とその保全および自己資本の状況

金融再生法による開示債権
2,156億円



十分な備えが
あります



※不良債権に対する保全率は88.65%となっており、当金庫の自己資本額252億円を考慮すれば全く懸念ありません。※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

金融仲介機能の発揮について

地域金融円滑化のための基本方針

大分みらい信用金庫は、「金融サービス業として地域の発展に貢献し、地域の生活者と共に豊かな地域社会をつくる」ことを使命としており、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1.取組方針

当金庫において、地域の中小企業の皆さんに対する資金供給・経営相談・経営指導・経営改善支援および地域の皆さんの生活の安定を図る対応を行うことは、地域密着型金融機関として最も重要な社会的使命です。

お客さまから資金需要や貸付条件の変更等の要請があった場合には、これまでと同様、その要請を真摯に受け止め、力一杯の目利き力を発揮し、密度の濃いコミュニケーションによりお客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、きめ細かな対応に取り組みます。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 金融円滑化管理方針の策定
- (2) 金融円滑化管理規程の策定
- (3) 金融円滑化マニュアルの策定

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等の要請があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4.苦情相談窓口

お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

大分みらい信用金庫 営業推進部 フリーダイヤル 0120-500-465(直通)

(受付時間 当金庫営業日の平日9:00～17:00)

●「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

	2020年度
新規に無保証で融資した件数	1,395件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	22.97%
保証契約を解除した件数	65件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。



地域密着型金融の推進について

当金庫は、地域密着型金融の担い手として、地方創生、地域経済の活性化、中小企業金融の円滑化に向けた取り組みを積極的に推進しています。

1.お取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮

●経営支援体制(2020年度)

当金庫は、融資部と地域創生企画部と営業店が連携し、お取引先の売上向上、創業、事業承継、業務効率化など、さまざまな経営課題の解決をサポートしています。



●経営改善支援への取組状況と実績

お取引先企業(個人事業主を含む)4,679先の中から39先を対象に経営改善支援に取り組みました。

※詳細については、「経営改善支援等の取組実績」をご参照ください。

具体的な取組状況は、以下のとおりです。

- 経営会議への参加…………… 39先(延べ237回)
(以下については、経営改善支援先39先以外のお取引先を含みます)
- 経営改善計画策定支援…………… 12先
- 外部支援機関との連携した専門家派遣事業 ……………… 68先(延べ112回)

●経営改善支援等の取組実績(2020年4月～2021年3月)

(単位:先数)

	A	α	期初債務者数			経営改善支援取組率	ランクアップ率	再生計画策定率			
			うち経営改善支援取組先数								
			α のうち 期末に債務者 区分がランク アップした先数 β	α のうち 期末に債務者 区分が変化し なかった先数 γ	α のうち 再生計画を 策定している 全ての先数 δ						
正常先	①	3,387	0		0	0	0.0%	—			
要注意先	うちその他要注意先 ②	1,050	21	0	7	19	2.0%	0.0%			
	うち要管理先 ③	18	4	0	1	4	22.2%	0.0%			
	破綻懸念先 ④	125	14	0	2	13	11.2%	0.0%			
実質破綻先	⑤	86	0	0	0	0	0.0%	—			
破綻先	⑥	13	0	0	0	0	0.0%	—			
	小計 (②～⑥の計)	1,292	39	0	10	36	3.0%	0.0%			
	合計	4,679	39	0	10	36	0.8%	0.0%			
(注)											

・期初債務者数および債務者区分は2020年4月当初時点で整理しています。

・債務者数、経営改善支援取組先数は、お取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。

・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者は α に含めていますが β には含みません。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含みます。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理します。

・期中に新たに取引を開始した債務者については本表に含みません。

・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。

・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。

・「 α のうち再生計画を策定している先数 δ 」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

〈経営改善支援 取組事例〉

中小企業、小規模事業者の経営支援に関する取組方針

当金庫は資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や地域の外部専門家、外部機関等とのネットワークを利用してコンサルティング機能を発揮することにより、お取引先の経営支援や事業再生、事業拡大について最大限支援していく方針です。

経営改善、事業再生、業種転換などの支援に関する取り組み

●経営安定化支援事業における経営改善計画策定支援によるサポート支援

食料品製造業を営み、HACCP(ハサップ)を取得しているA社様は、一昨年、新たな商品開発に取り組みましたが、原価の高騰やコロナ禍により当先の大口受注等に大きな影響がありました。そこで経営安定化支援事業を活用し計画策定支援をすることとしました。中小企業診断士と共に、当先の現状把握及び原因分析を行い①商品毎の原価管理の徹底、②資金繰り管理の徹底、③営業販路の拡大を盛り込んだ経営改善計画書の策定を行いました。

また、当金庫のみらいビジネスマッチングを利用して販路拡大につながりました。

創業支援、新規事業開拓に関する取り組み

当金庫は創業支援を通じて地方創生に寄与することを目的とし、出張所を除く全営業店(28店舗)に創業支援窓口を設置し、創業希望者の創業計画立案支援(経営、財務、人材育成、販路開拓)を行っています。また、外部支援機関(おおいたスタートアップセンター、B-biz LINK、商工会議所等)と連携を図っています。

さらに、大分市と別府市の創業支援事業計画の認定創業支援事業者となり、特定創業支援事業として大分市内9店舗、別府市内9店舗で創業相談を行っています。

2020年度の創業相談件数は138件で、その内の126件を支援いたしました。

事業承継支援に関する取り組み

少子高齢化、人口減少、市場の変化に伴い、多くのお取引先企業が後継者問題を抱えています。当金庫では、そのようなお取引先企業の事業承継に関する個別課題および地域への影響力を把握し、問題解決への支援に努めています。

2020年度の事業承継相談件数は40件で、その内4件の承継が完了しました。後継者問題を抱えていた事業者に対して、業務拡大を検討している事業者を引き合わせ、事業承継問題を解決できた事例などがありました。

販路開拓に向けた取り組み

●合同商談会への参加

2020年度は、新型コロナウイルスの影響により、対面形式の合同商談会が実施出来ませんでしたが、2020年10月にオンライン形式による信金中央金庫主催「しんきんフードEXPO2020」に参加し、当金庫お取引先が4社出展しました。

●EC市場への参加

2020年8月に日本フルハップが開設したECサイト「ふるさとはっぴー市場」に当金庫お取引先7社が出店し、2社で商談が成立しました。

●海外販路開拓

海外進出支援策として、信金中央金庫が主催する香港での日本酒販売商談会に当金庫お取引先2社を紹介しました。

●SNSを活用した販路開拓

新型コロナウイルスの影響が著しかった飲食業を含む観光関連企業を中心に、SNSを活用した販路開拓支援を16先実施しました。併せて、お客様のデジタル化を後押しするべく、BASEを活用したECショップ開設支援なども実施しました。

●ビジネスマッチングサービス

当金庫では、2017年6月から「みらいビジネスマッチングサービス」の取り扱いを始めました。

このサービスは、当金庫のお取引先の「売りたいニーズ」と「買いたい(仕入)ニーズ」を聞き取りし、お互いを紹介するというもので、2020年度は189件の商談、86件の成約につながり、4年間の累計では529件の商談、305件の成約につながりました。

●資金供給機能の発揮

お取引先の個人、中小企業・小規模事業者の皆さまの定量的な情報のみならず、定性的な情報の収集に努め、過度に不動産担保や個人保証に依存しない小口融資を推進し、地域の皆さまの資金需要にお応えしています。

●外部機関との連携

①お取引先が抱える経営課題の解決に向け、外部の専門家をお取引先へ派遣しており、2020年度は、61社が計112回利用しています。

専門家の派遣時には必ず担当者が同席させていただき、現場での支援に協力するほか、専門家のノウハウを参考にすることで、支援機関としての能力向上に努めています。

②当金庫は女性起業家・企業家プロジェクトであるIGC(アイ・ジー・シー)のサポーターとなり、「第4回おおいたスタートアップウーマンアワード」において5名にサポーター賞を贈り、女性起業家の課題解決支援を行いました。

●「そうだ!みらいに相談しよう!」

2020年度は、お取引先の課題解決相談シート「そうだ!みらいに相談しよう!」をリニューアルすると同時に、提供サービスメニューも刷新しました。新しい連携先として、パーソルホールディングス株式会社と業務提携し、同社が提供する人材紹介サービス「ミイダス」の活用をスタートしました。

そうだ!みらいに相談しよう!

みらいしんきんでは、売上向上・創業・新事業展開・事業承継・人材活用・業務効率化などさまざまな経営課題の解決に向けサポートします。

経営全般

- 進みを把握し、経営戦略を立てたい
- 売上げ伸びない原因を探りたい
- 事業の向向きについて相談したい
- 事業の仕組みを見える化したい

創業・新事業

- 新規・既存事業のプランを作りたい
- 事業計画書の検証をしてもらいたい
- 新事業について専門家の意見を聞きたい
- 新事業に挑戦したい

事業承継・M&A

事業承継

- 事業承継に向けて計画を立てたい
- 経営内実態・従業員実態を検討したい
- 自己の譲り受け(売却)を検討したい
- 他社の譲り受け(買収)を検討したい

販路拡大

- 市場ツールを充実したい
- 仕入先・販売先・貿易先を探したい
- 事業を強化したい
- 海外での販路拡大を図りたい

人材活用

- 就業員一人ひとりの生産性を高めたい
- 人事システムを構築したい
- 外部から優秀な人材を採用したい
- 短期的に優秀な人材の力を借りたい

業務効率化

- 事務フローを整理・効率化したい
- 在庫管理を効率化したい
- 会員部門の効率化を図りたい
- 製造過程を簡素化して利益を高めたい

その他のお困りごと

会社名・業種	(業種)	代表者名
住所	設立年月	年 月
電話番号	メール	

まずはお気軽に
お問い合わせください!

お問い合わせ先 大分みらい信用金庫 地域創生企画部
別府市駅前本町1番35号
TEL 0977-26-7535 FAX 0977-23-6931



2.地域の面的再生への積極的な参画

●みらいしんきん同友会

みらいしんきん同友会は、1976年11月に発足したお取引先の経営者の皆さまと当金庫を結ぶネットワーク組織です。

現在25支部、約1,600名が、各種講演会や勉強会、社員研修や若手経営者のマネジメントスクールなどの自己啓発や親睦活動を展開しています。

同友会機関誌「DO YOU!」▶



▲同友会運営委員会

●未来経営者スクール

「未来経営者スクール」は、参加者が互いに経営者として研鑽を積み、異業種交流を行うことで自企業の発展に資することを目的としています。

1998年度よりスタートした本スクールは、これまで22期生が卒業し、延べ529名の皆さまにご参加いただきました。卒業生同士のネットワークもでき、次期経営者として職場でのマネジメント等に活用しているという声もいただいています。



▲未来経営者スクール

●みらいビジネススクール

みらいしんきん同友会活動の一環として開催している「みらいビジネススクール」は、会員企業の人材育成や新入社員教育のお手伝いを行っています。

これまでに「管理者研修」「新入社員研修」等各種研修会を開催し、延べ951社3,444名の皆さまに受講していただきました。

今後も地域の中小企業の皆さまのお役に立てるような研修を行っていきます。



※上記写真は2019年の様子です。

3.地域やお客さまに対する積極的な情報発信

●地域活性化に繋がる情報の発信

地域やお取引先の景況動向等の把握を目的とした「中小企業景気動向調査」や時事的な話題を調査する各種特別調査を行っております。調査結果を冊子や当金庫ホームページに掲載し、企業経営の新たな課題や解決のヒントを得る機会を提供しています。



●就活生向けにYouTubeで動画配信

コロナ禍で直接会うことが難しい就活生に向けて、少しでもみらいしんきんの雰囲気を伝えたいという思いから、YouTubeでの動画配信を始めました。入庫1~2年目の職員と採用担当者が、業務内容や研修体系、さらには自身の就職活動での経験などを本音で語る内容にし、学生からも大変好評でした。

このほかにも、webを用いて職員と話ができる座談会も開催し、みらいしんきんへの理解を深めてもらいました。



▲YouTube動画

まち 地域づくり活動について

コロナ禍でもできることを

地域の取り組みを全力応援!

べっぷまちなか一店逸品プロジェクト～ヒト・コト・モノ～



別府駅前通りに工事現場壁面を彩る受賞作品の数々

別府駅前通商店街振興組合・別府銀座商店街振興組合・西法寺通り会が一丸となって地域の魅力を再発見する「べっぷまちなか一店逸品プロジェクト～ヒト・コト・モノ～」(経済産業省「GoTo 商店街事業」活用)に、協賛・協力しました。企画のひとつであるフォトコンテストでは、SNS募集により選ばれた優秀作品を本店新築工事現場の壁面にストリートギャラリーとして展示し、話題を集めました。

地域のスポーツや文化事業を積極的に支援



協賛事業の中津市成人祝賀駅伝競争大会での参加ランナー



中津市少年野球大会で元気よく選手宣誓をする野球少年たち



街並みの雰囲気にもマッチしているMIRAI GALLERY大分会場

ロビー展で「大分市観光PRコーナー」を開設



「海舟・龍馬 思索の道」コーナーで新たな観光情報を発信

コロナ禍で人気が高まる“近場旅”ブームに伴い、大分支店と鶴崎森町支店ではPRコーナーを設け、地元観光地の再認識を呼びかけました。両店では、大分市出身の指原莉乃さんのポスターや観光パンフレットに加え、当金庫所有の古い観光絵葉書を展示。さらに鶴崎森町支店では、当地を訪れた勝海舟・坂本龍馬の足跡を情報発信する佐賀関・野津原・鶴崎の3地区連携協議会の取り組みも紹介しました。

社会福祉や環境保護活動に注力する



「大分車いすマラソン大会2020」ではボランティアスタッフとして参加



別府市海岸海浜清掃奉仕活動では市民とともに汗を流します

みらいしんきんでは、毎月第2木曜日に各店独自のボランティア活動を行っています。また、「大分国際車いすマラソン大会」「別府市海岸海浜清掃奉仕活動」等をはじめ、全店の職員有志を募って参加する事業もあり、地域の皆さんとふれあいながら各種活動を実践することで、職員自身が社会福祉や環境問題について深く考えるきっかけにもなっています。

リスク管理態勢について

リスク管理態勢について

金融機関を取り巻く環境は日々変化しており、経営に対して予期せぬ影響を与えるリスクも急激に多様化しています。

当金庫は「リスク管理基本方針」で「コンプライアンス(法令等遵守)態勢を礎(いしづえ)としたリスク管理」を経営の本質と位置づけ、「内部管理基本方針」においても、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。

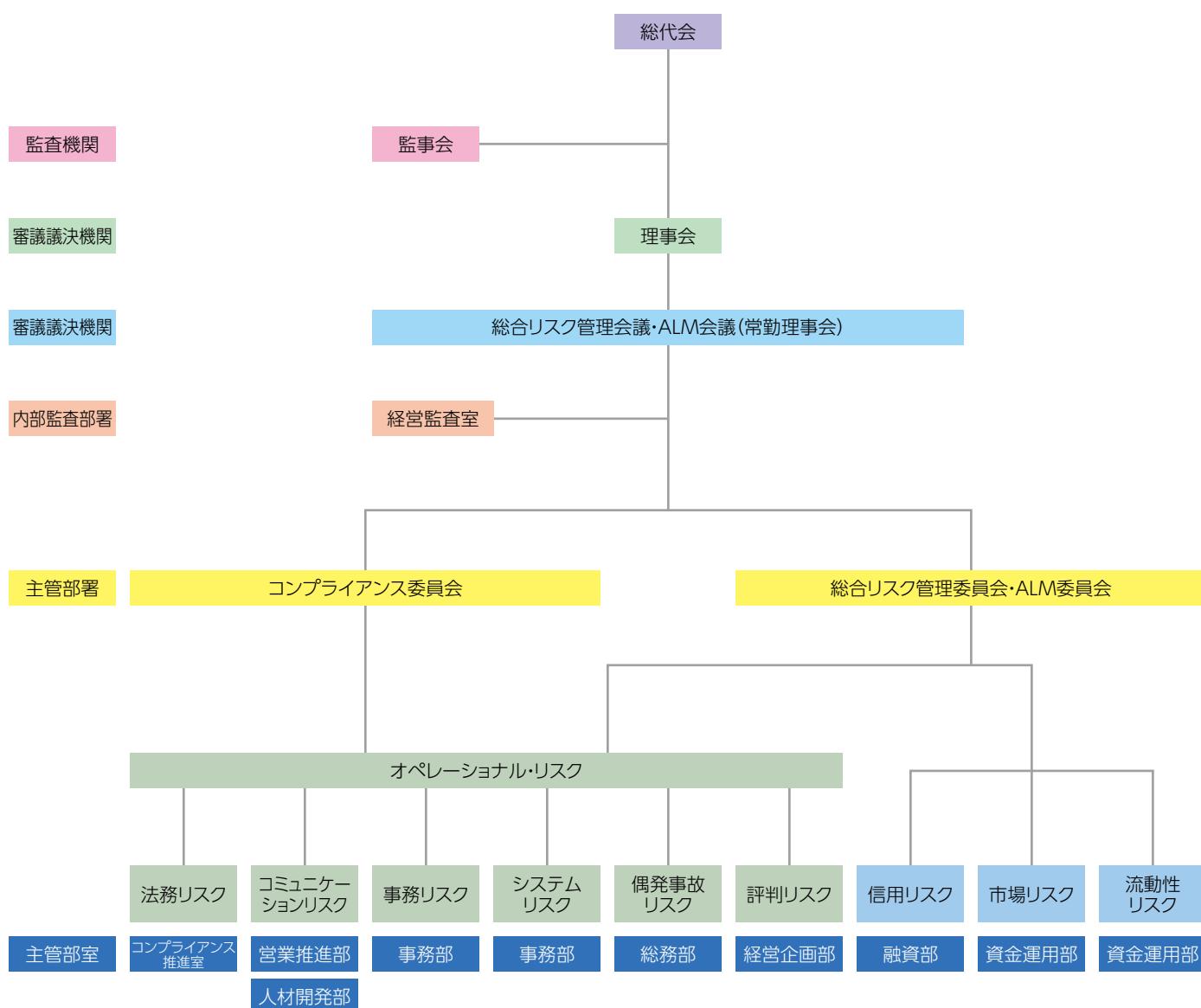
また、「リスク管理基本方針」や「リスク管理規程」に基づき、リスクを総合的に管理し、自己資本の充実を目的とした「経営の健全性の確保」とそれを裏付ける「適正な収益の確保」とのバランスのとれた経営を目指しています。

具体的には、経営に関するリスクを以下のとおり9つに分類し、それぞれに主管部を定め、経営企画部を統括部署として総合的なリスク管理態勢の構築を目指すとともに、総合リスク管理会議、総合リスク管理委員会、ALM会議、ALM委員会などの会議体系を有効に機能させることでリスクマネジメントが効率的・効果的に運用されるよう、態勢の整備をすすめています。

なお、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」については、各々のリスクの管理方針・管理規程等の遵守を通じて管理・統制を行い、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、「事務リスク」「システムリスク」をはじめとしたいわゆる「オペレーションナル・リスク」については、そのリスクの顕在化(発生)を最小限にとどめるために、各々のリスク管理方針・管理規程に基づき、牽制・検証態勢の構築などの予防策やリスク軽減策を策定・実施するとともに、万一の場合に備えた「コンテインジエンシープラン(危機時対応策)」や、大規模地震等の際、業務継続を図るための「業務継続計画」を策定しています。

リスク管理に関する体系図



内部管理態勢の充実について

法令等遵守態勢について

法令等遵守態勢(コンプライアンス)とは、法令をはじめ当金庫内の諸規程さらには確立された社会規範に至るまで、あらゆるルールを遵守することです。当金庫は、「内部管理基本方針」「リスク管理基本方針」「法務リスク管理基本方針」「法令等遵守に係る基本方針」等に基づき、地域に根ざした協同組織金融機関としての社会的使命と高い公共性を全役職員に周知徹底し、社会人としての健全な常識や、より高い倫理観を持って業務活動を行い、社会的責任を果たしていくことを経営の最重要課題の一つと位置づけています。

コンプライアンス態勢の整備については、研修等教育を推進しており、2020年度には全店で926回のコンプライアンス勉強会を開催、また職員一人ひとりのレベルアップを図るため、コンプライアンス検定試験受験を奨励し、308人(2021年3月末現在)の役職員が合格しています。さらに全役職員が「コンプライアンス手帳」を常時携帯し、定期的に自己チェックを行うなど態勢整備を促進しています。

法令等遵守に係る基本方針

経営理念に基づき、高い倫理観と社会的使命や公共性を自覚して業務を遂行し、地域の信頼を確保する。

1. 経営幹部(役員および部室店長)は、金庫が公器であることを自覚して、経営理念に基づく健全な金庫運営を第一とする。
2. 役職員等は、立派な社会人として、高い法令等遵守(コンプライアンス)精神と社会的使命感を持って業務を遂行する。
3. 役職員等は、私生活の健全化に努める。
4. 反社会的勢力は断固排除する。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスの実現のため、コンプライアンスに関連する方針や規程、組織や役割等を網羅した「コンプライアンス態勢」を役職員全員に周知し、教育・研修に活用しています。主な内容は以下のとおりです。

○コンプライアンスの組織と役割

役職員の基本的な責任と禁止事項、法務リスク管理規程に基づく各組織・役職員の役割等を定めています。コンプライアンスを統括する部署として役員を含めた全部室の横断的な組織である「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、本部・営業店の全部室店に「コンプライアンス責任者」「コンプライアンス担当者」を配置し、「コンプライアンス責任者会議」「コンプライアンス担当者会議」を定期的に開催するなどコンプライアンス態勢の整備を図ることとしています。

○コンプライアンス・マニュアル

役職員が遵守すべき法令等の解説や違反行為を発見した場合の対処方法などを定めています。毎月「コンプライアンス・チェックリスト」で自己チェックを行うことや、コンプライアンス違反情報の収集・報告、それらの事案へ対応するための組織と情報の流れを定めています。また、法令等の解説書等を整備しています。

○コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定することを定めています。

利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程を制定し、お客さまとのお取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するよう努めています。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(注)本方針において「反社会的勢力」とは、属性要件が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動(政治活動)等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下、これらを暴力団員等といいます)、および暴力団員等が経営を支配または経営に実質的に関与していると認められる関係がある者、暴力団員等を不当に利用している者、暴力団員等への資金提供、便宜供与等、社会的に非難されるべき関係を有する者をいいます。更に、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求等の行為要件にも着目して判断します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針について

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、「経営理念」「みらい宣言」「行動の指針」に基づき、全役職員が常にお客さま目線を持ち、お客さま本位の業務運営に努めてまいります。また、より良い業務運営を実現するため、その取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを図ってまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

お客さまの金融商品やサービスに関する知識、経験、財産の状況および金融商品の販売にかかる契約を締結する目的に照らして、お客さまの最善の利益を追求し、商品・サービスをご提供するよう努めてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう、別に定める「利益相反管理基本方針」に則り、お客さまとのお取引について適切に管理を行い、お客さまの利益を保護するよう努めてまいります。

3. 手数料等の明確化

お客さまにご負担いただく手数料やその他の費用等は、その詳細についてお客さまにご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

4. 重要な情報の分かりやすいご提供

金融商品のご提案にあたっては、お客さまに適正な判断をしていただくために、別に定める「金融商品に係る勧誘方針」に則り、金融商品やサービスについての重要な情報を分かりやすくご提供するよう努めてまいります。

5. お客さまにふさわしいサービスのご提供

お客さまとのお取引にあたっては、別に定める「金融商品に係る勧誘方針」に則り、お客さまの金融商品やサービスに関する知識、経験、財産の状況、お客さまが契約を締結する目的に照らして、お客さまにふさわしい金融商品やサービスをご提供するよう努めてまいります。

6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等

全役職員が常にお客さま目線を持ち、お客さま本位の業務運営を行うよう、研修その他の動機づけの枠組みやガバナンス態勢について適切に整備するよう努めてまいります。

お客さま保護態勢について

金融商品取引法等への対応について

2007年9月の「金融商品取引法」の全面施行および信用金庫法等の関連法令の改正を受け、当金庫では、元本割れ等のリスクがある金融商品の販売管理態勢のさらなる充実に努めております。

お客さまにより一層ご満足、ご安心いただけるよう、以下の勧誘方針を遵守し、適切な運用のご提案を行ってまいります。

当金庫の勧誘方針

- 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身のご判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正なご判断をしていただくために、当該金融商品の重要な事項について説明をいたします。

- 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

お客さまへの説明態勢について

融資取引をはじめとするお客さまとのお取引については、その内容をお取引の関係者に十分にご理解いただくことが必要です。そのため「説明態勢に係る規程」等を整備するとともに、職員教育の徹底・人材の育成を図ることとしています。

苦情等への対応について

お客さまからの苦情等に対しては、公平・誠実に対応し、迅速な解決を図ることが、お客さまとの信頼向上を図るうえで最も重要であると認識し、職員教育の徹底や他金融機関の事例も含めた事例の分析等を通じて、同様の苦情等の発生を未然に防止する態勢の整備に努めています。

金融ADR制度への対応について

当金庫は、お客さまからの相談・苦情等のお申し出に公平・誠実・迅速に対応するため、金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して相談・苦情等の解決を図り、信頼性の向上に努めています。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置

当金庫では、業務運営体制・内部規則を整備し、「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をホームページおよび各営業店に店頭掲示することで公表しています。苦情等のお申し出につきましては、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは営業推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)までお申し出ください。

紛争解決措置

下記の仲裁センター等に加えて最寄の弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。

- 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)
- 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
- 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
- 熊本県弁護士会 (電話:096-325-0913)
- 鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)

顧客情報保護への対応について

お客さまに個人情報を安心してご提供いただくため、関係法令および諸規程等を遵守し、「顧客情報保護基本方針」等に基づき顧客情報保護に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客さまの個人情報の利用目的に関するお知らせ

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

業務内容

- ◎預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ◎投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ◎その他、信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

利用目的

- ◎各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込みの受付のため
- ◎法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ◎預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ◎融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ◎適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ◎与信事業に際して、当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

- ◎他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ◎お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ◎市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ◎ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ◎提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ◎各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ◎その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ◎各種法定調書の作成、非課税貯蓄制度の適用のため
- ◎預金口座付番に関する事務のため

ダイレクト・マーケティングの中止

- ◎当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記のご相談窓口までお申し出ください。

法令等による利用目的の限定

- ◎信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

- ◎信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供はいたしません。

個人情報に関するご相談窓口

大分みらい信用金庫 営業推進部

- 住所 〒874-8639 別府市駅前本町1番31号
- 電話番号 0977-22-1184
- FAX 0977-22-7671
- Eメール mirai@oitamirai.co.jp

- 窓口の時間帯 9:00～17:00

(月～金 但し、金融機関の休業日は除く)

※詳しくは、本支店窓口にお申し出いただくか、当金庫ホームページをご覧ください。

金融犯罪に対する対応について

当金庫では、金融犯罪に対する対応について、以下の取り組みを行っております。

振り込め詐欺等への対応について

●振り込め詐欺にご注意ください

振り込め詐欺とは、いわゆる「オレオレ詐欺」や「還付金返還詐欺」等の総称です。

最近は犯罪の手口が複雑化しておりますので、十分にご注意ください。

●ATMコーナーでの対応(支払限度額、暗証番号変更)

全国的にキャッシュカードの偽造または盗難によりATMで預金が不正に引き出される被害が増加しております。

お客様におかれましては、キャッシュカードや暗証番号の厳重な管理をお願いします。暗証番号は定期的に変更することをおすすめします。暗証番号のご変更は、最寄りの当金庫ATMで可能です。

また、当金庫ATMで1日あたりのお支払限度額を減額変更することができます。普段ご利用される金額にあわせて制限することで、お客様の大切なご預金を守ることができます。

●偽造、盗難キャッシュカード被害が発生した場合の取り扱い

キャッシュカードの偽造または盗難により個人のお客さまのご預金がATMから不正に引き出された場合には原則として当金庫が補償させていただきますが、お客様に「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。

なお、ご不明な点がある場合には、当金庫の窓口等にお問い合わせください。

●キャッシュカード等の盗難、紛失の24時間受付実施

キャッシュカードの盗難・偽造等の被害に遭った時は、ただちに以下の受付先にご連絡ください。

曜日等	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	8時30分～17時00分	各お取引店	各お取引店電話番号
	上記時間帯以外	信金事故届け受付センター	0120-361-334
土曜・日曜・祝日		信金事故届け受付センター	0120-361-334

「暮らし安心」ネットワーク運動について

昨今多発する振り込め詐欺などの金融犯罪からお客様を守り、安心して暮らせる地域づくりのため、全店で「暮らし安心」ネットワーク運動を展開しています。

本活動については、別府警察署にもご協力いただき、2009年2月から活動を開始しました。

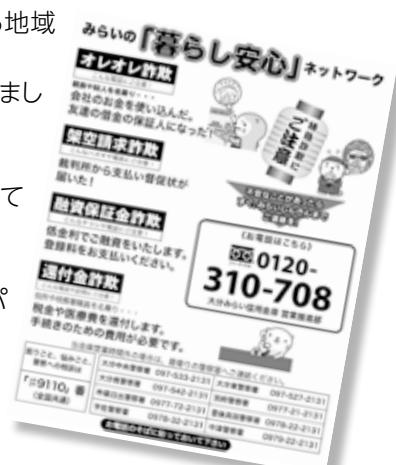
1.方針

お取引先が振り込め詐欺に遭わないよう、主にご高齢のお客さまと渉外係が連携して被害防止に努めます。

2.具体的な内容

詐欺被害の未然防止を図るため、渉外係が当金庫への連絡方法等が記載されたパンフレットをお取引先に持参し、お客様の電話機近辺に貼付させていただくことをお勧めしています。

不審な電話や訪問、郵便物等があった場合、すぐにご連絡をいただき、一緒になって被害を防止しようとするものです。



預金商品のご案内

2021年6月末現在

主な預金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座預金	小切手・手形を振り出すことによりお支払いできます。法人や個人事業者の方の効率的な資金管理に最適です。	隨時	1円以上
普通預金	給与・年金、配当金の受け取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用できます。オリジナルデザインのみらっこ通帳もございます。	隨時	1円以上
無利息型普通預金	無利息ですが、預金保険制度により、全額保護される普通預金です。すでにお持ちの普通預金口座を変更することもできます。	隨時	1円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金・定期預金・自動融資(当座貸越)をセットした暮らしに欠かせない口座です。オリジナルデザインのみらっこ通帳もございます。	普通預金、定期預金と同様	(普通預金)1円以上 (定期預金)1万円以上
貯蓄預金	個人の方専用の預金です。20万円型と40万円型があります(自動受取・自動支払はご利用できません)。	隨時	1円以上
通知預金	短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	税金の納付資金専用の預金です。	原則お引き出しは納税時のみ	1円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年据え置いた後は、1カ月前にご連絡いただければお引き出しができます(個人の方にリミット)。	最長3年(据置期間1年)	100円以上 300万円未満
スーパー定期預金	プランに合わせてお預け入れいただける手軽で身近な定期預金です。個人の方でお預け入れ期間3年以上の場合は、複利型の運用ができます。	1カ月～5年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金を有利に運用できる定期預金です。	1カ月～5年	1,000万円以上
変動金利定期預金	6カ月ごとに適用利率が変動する定期預金です。	1カ月～3年	1,000円以上
定期積金	一定額を毎月継続して積み立てる預金です。	6カ月～5年	掛け金1,000円以上
積立定期預金	目標を決めて自由に積み立てます。ボーナス時に増額もできます。	1年～7年	1,000円以上
一般財形預金	いろいろな目的の貯蓄としてご利用できます。給与やボーナスからの天引きで積み立てます。事業主等を通じたお申し出により払い戻しいたします。	3年～15年	1,000円以上
財形年金預金	60歳以降に年金として受け取るための老後の資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。	5年以上	1,000円以上 (元利合計550万円までは非課税)
財形住宅預金	マイホームの新築やリフォームなど、住まいの資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。	2週間～2年	1,000万円以上
譲渡性預金(NCD)	譲渡可能な預金で大口資金の短期間運用に適しています。	随时	1円以上
後見制度支援預金	ご本人の大切な預金を安全かつ簡単に管理するための制度です。		

※金利は、店頭表示利率を適用します。

融資商品のご案内

2021年6月末現在

●個人向けローン

主なローンの種類	お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
住宅ローン	マイホーム物語	1億円以内	40年以内
	しんきん住宅ローン	8,000万円以内	35年以内
	しんきん無担保住宅・リフォームローン	1,500万円以内	20年以内
	しんきん空き家解体ローン 「解・体・新・所。」	500万円以内	20年以内
教育ローン	しんきん教育ローン	1,000万円以内	16年以内 (在学中据置可)
	みらい教育カードローン 「春、いちばん」	50万円～ 500万円以内	【カードローン期間中】 5年以内(1年更新) 【証書貸付切替後】 3カ月～10年以内
マイカーローン	しんきんマイカーローン	1,000万円以内	10年以内
フリーローン	みらいおさいふローン	500万円以内	10年以内 (申込金額が300万円以下の場合7年以内)
	みらいフリーローンMAX500 しんきんフリーローンCan!	500万円以内 500万円以内	10年以内 10年以内
カードローン	みらいきやつする みらいカードローン	500万円以内 100万円以内	5年(自動更新可) 3年(自動更新可)
	みらいシニアライフローン みらい環境ローン 職域サポートローン	100万円以内 500万円以内 1,000万円以内 500万円以内	10年以内 6年以内 15年以内 10年以内

●事業者向けローン

主なローンの種類	お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
クイックワイド保証(大分県信用保証協会保証付)	事業資金にご利用できます。	8,000万円以内	10年以内
クイック1250保証(大分県信用保証協会保証付)		1,250万円以内	10年以内
事業者カードローン(大分県信用保証協会保証付)		2,000万円以内	1年または2年
みらい事業者カードローン300(大分県信用保証協会保証付)		300万円以内	1年または2年
みらい新事業応援当座貸越(大分県信用保証協会保証付)		2,000万円以内	1年
クイックローン(大分県信用保証協会保証付)		2億8,000万円以内	1年または2年
チャレンジ企業応援融資	事業資金にご利用できます。	1億円以内	10年以内
みらい夏期・年末特別短期融資	季節的な仕入・賞与資金などにご利用できます。	3,000万円以内	1年以内

※他にも各種ローンをご用意しています。詳しくは最寄りの窓口までお気軽にお相談ください。

その他の金融商品・サービスのご案内

2021年6月末現在

主な金融商品・サービスの種類	特 色
テレホンバンキングサービス	フリーダイヤルで、残高照会や振込などがご利用できます。
インターネットバンキングサービス	パソコンや携帯電話から残高照会や振込、税金の払込などがご利用できます。法人の方には、総合振込など大量の振込ができるサービスもご用意しております。
為替自動送金サービス	毎月定期的な振込先(駐車料金、家賃、学費など)を登録することで煩雑なお振り込み手続きを自動化します。
預金口座振替サービス	家賃、授業料、会費などを、お客さまに代わって口座振替により集金代行します。
しんきんテレホン・ファクシミリサービス	コンピュータが電話またはFAXでお客さまの口座への振込入金をご連絡します。また、残高照会などもご利用できます。
貸金庫	有価証券、預金証書、貴金属など、お客さまの大切な財産を安全にお預りします。
夜間金庫	お店の売上代金などを、窓口が終了した後でも安全にお預りします。
しんきん電子マネーチャージサービス	楽天Edy株式会社のサービスであるEdyおよびEdyチャージをお客さまが利用することを目的に、信用金庫口座からのEdyチャージ(預金口座振替により引落し)ができるサービスです。
しんきんコンビニ収納サービス	事業を営むお客さまの販売代金を、全国のコンビニエンスストアを通して、取引先顧客から回収するサービスです。
みらいポイントカード	各種ご契約に応じて差し上げるポイントカードを集めただくと、ポイント数に応じて景品と交換できるサービスです。
デビットカードサービス	お手持ちのキャッシュカードが、全国のJ-Debit加盟店でのお買い物などのお支払いにそのままご利用できるサービスです。
年金受取手続サービス	年金の受取手続や受取額の調査等を専門家を通じてお手伝いします。
公共債の窓口販売	個人向け国債等をお取り扱いしております。
生命保険の窓口販売	個人年金保険や一時払終身保険等をお取り扱いしております。
損害保険の窓口販売	住宅ローンご利用のお客さまへの長期火災保険や、企業の業務上の災害に備えるための損害保険をお取り扱いしております。
信託契約代理業務	相続信託、暦年信託、土地信託、年金信託、公益信託、特定贈与信託、特定金銭信託などを取り扱っております。 (三井住友信託銀行との信託契約代理店 取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店) (信金中央金庫との信託契約代理店 取扱店:出張所を除く各支店)
併営業務代理店業務	遺言信託、遺産整理業務、国民年金基金加入勧奨業務をお取り扱いしております。 (三井住友信託銀行との信託契約代理店 取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店) (信金中央金庫との信託契約代理店 取扱店:出張所を除く各支店)
しんきん電子記録債権サービス (でんさいネットサービス)	でんさいネットは、全国の金融機関が加盟する新たな資金決済手段です。当金庫も参加金融機関として、でんさいネットサービスの提供を行っております。

主な手数料のご案内

2021年6月末現在

●国内為替手数料

振込 件 につ き	内容	振込金額	当金庫同一店内宛		当金庫本支店内・ 県内信金宛	他行宛
			非会員	会員		
ATM利用(現金扱い)		5万円未満	110円	110円	220円	550円
		5万円以上	220円	220円	440円	770円
ATM利用(当金庫カード)		5万円未満	110円	無料	110円	330円
		5万円以上	220円	無料	220円	440円
eバンキング利用(FB・HB・IB・モバイル・テレホン・法人IB)		5万円未満	無料	110円	330円	
		5万円以上	無料	220円	440円	
窓口利用		5万円未満	330円	165円	330円	660円
		5万円以上	550円	330円	550円	880円
		5万円未満	無料	110円	330円	
		5万円以上	無料	220円	440円	
為替自動送金			新規契約手数料			1,100円
代金 取立	当所(大分支換所扱い)	220円	その他			
	普通扱	880円	不渡手形返却料	取立手形組戻料	取立手形店頭呈示料	送金・振込の組戻料
	他所(当所以外の交換所扱い)	1,170円	660円	660円	660円	660円

●その他手数料

小切手帳(1冊/50枚)	660円	摘要入力伝票購入手数料	5,500円
約束手形・為替手形帳(1冊/50枚)	880円		
自己宛小切手(1枚)	550円		
各種取引履歴明細	550円		
残高証明書	当金庫所定(1通)	330円	両替機 1~49枚…無料/50~500枚…100円/501~1,000枚…200円/1,001~1,500枚…300円
	英文・その他(1通)	1,100円	窓口※4 1~49枚…無料/50~200枚…220円/201~500枚…330円/501~1,000枚…550円/1,001~2,000枚…1,100円/2,001枚以上は1,000枚ごとに550円加算
利息証明書発行(1通)		550円	
不動産	基本手数料	33,000円	金種指定支払手数料※5 1~49枚…無料/50~200枚…220円/201~500枚…330円/501~1,000枚…550円/1,001~2,000枚…1,100円/2,001枚以上は1,000枚ごとに550円加算
担保設定 ※1	変更・追加手数料	11,000円	
	抹消手数料	5,500円	
通帳・証書・キャッシュカード:		1,100円	
ローンカード・出資証券再発行			大量硬貨入金手数料 1~200枚…無料/201~500枚…110円/501~1,000枚…330円/1,001~2,000枚…660円/2,001枚以上は1,000枚ごとに330円加算
ファームバンキング基本手数料(月額)		3,300円	
ホームバンキング基本手数料(月額)		1,100円	
個人インターネットバンキング基本手数料(月額)		無料	
法人インターネットバンキング基本手数料(月額)	3,300円(1,100円 ※2)		
テレホンバンキング基本手数料	無料		
署名鑑登録手数料	5,500円		
変更手数料	無料		
夜間金庫利用料(月額)	3,300円		
貸金庫利用料(年額)	7,700円~26,400円		
融資条件変更手数料 ※3	5,500円		
ICキャッシュカード発行・再発行	1,100円		
個人ローン融資実行手数料	1,100円		

※1.不動産担保設定手数料については、新規申込金額と現在ご利用いただいている借入残高の合計額が300万円以下の場合ははいただけません。
※2.照会・個別資金移動サービスのみの場合です。
※3.保証会社保証付きローンを除く証書貸付の条件変更の際に、融資条件変更手数料をいただけます。
※4.汚損した現金の交換・記念硬貨の交換、同一金種の新札への交換は、手数料はいただけません。両替枚数は、お客さまがお引渡しになる紙幣・硬貨の合計枚数と両替後の紙幣・硬貨の合計枚数のいずれか多い枚数となります。
※5.現金による預金の払出の際に、金種指定をした場合、1万円札を除いた枚数に応じて手数料をいただけます。

●でんさいネット

2021年6月末現在

記録等の種類	請求等する方法	
	パソコン	事務代行
発生記録	当金庫宛 330円	880円
	他行庫宛 660円	1,210円
譲渡記録	当金庫宛 330円	880円
	他行庫宛 660円	1,210円
分割(譲渡)記録	当金庫宛 330円	880円
	他行庫宛 660円	1,210円
	通常開示(オンライン) 無料	—
開示請求	特例開示(書面) —	3,850円
	残高の開示(都度発行方式) —	4,950円
	残高の開示(定期発行方式) —	1,650円
単独保証記録		330円 880円
	変更記録(オンライン) 330円	—
変更記録	変更記録(書面) —	2,750円
	支払等記録 330円	880円
特定記録機関変更記録		4,400円

店舗・ATMネットワーク



広くて、便利。
大分県北エリアと
県央エリアをむすぶ
30の店舗網。

営業店

2021年6月末現在

店番	店名	ATM稼働			取扱い業務			所在地	電話番号
		平日	土・日・祝	視覚障がい者対応	生体認証・IC対応	フラット35	外国為替取次		
2	本店営業部	●	●	●	生体	●	●	〒874-8639 別府市駅前本町1番31号	0977-25-7710
3	南支店	●	●	●	生体	●	●	〒874-0942 別府市千代町11番15号	0977-22-3311
5	鉄輪支店	●	●	●	生体	●	●	〒874-0045 別府市御幸2組	0977-66-1251
6	亀川支店	●	●	●	生体	●	●	〒874-0014 別府市亀川浜田町2番3号	0977-66-0161
7	山の手支店	●	●	●	生体	●	●	〒874-0902 別府市青山町1番1号	0977-22-0231
9	湯布院支店	●	●	●	生体	●	●	〒879-5102 由布市湯布院町川上3048番地の4	0977-84-2164
10	大分支店	●	●	●	生体	●	●	〒870-0021 大分市府内町1丁目2番8号	097-534-0131
11	上人支店	●	●	●	生体	●	●	〒874-0033 別府市上人南16組	0977-66-2261
12	南大分支店	●	●	●	IC	●	●	〒870-0887 大分市二又町1丁目4番22号	097-544-1181
13	荘園支店	●	●	●	生体	●	●	〒874-0836 別府市東荘園3丁目1組	0977-24-7131
14	石垣支店	●	●	●	生体	●	●	〒874-0910 別府市石垣西7丁目1番1号	0977-25-0511
15	鶴見支店	●	●	●	IC	●	●	〒874-0848 別府市大畑1組2	0977-22-1131
19	扇山出張所	●	●	●	IC			〒874-0833 別府市鶴見5組2	0977-22-1135
20	東大分支店	●	●	●	IC	●	●	〒870-0919 大分市新栄町1番3号	097-556-6311
22	日出支店	●	●	●	生体	●	●	〒879-1506 速見郡日出町3189番地1	0977-72-1511
26	府内中央支店	●		●	IC	●	●	〒870-0046 大分市荷揚町3番1号	097-532-9255
27	高城支店	●	●	●	生体	●	●	〒870-0157 大分市高城本町3番3号	097-558-1644
29	大在支店	●	●	●	生体	●	●	〒870-0268 大分市政所1丁目1番11号	097-592-2171
42	向原支店	●	●	●	生体	●	●	〒879-5506 由布市挾間町挾間572番地1	097-583-1311
43	中央市場出張所	●		●	IC			〒870-0018 大分市豊海4丁目1番1号	097-533-3222
45	滝尾支店	●	●	●	IC	●	●	〒870-0945 大分市大字津守383番地の6	097-568-6111
46	鶴崎森町支店	●	●	●	生体	●	●	〒870-0127 大分市大字森町499番地の1	097-522-1181
50	中津中央支店	●	●	●	生体	●	●	〒871-0058 中津市豊田町2丁目453番地の1	0979-23-1111
53	中津北支店	●		●	IC	●	●	〒871-0067 中津市仲間町935番地の1	0979-22-3681
54	大幡支店	●	●	●	生体	●	●	〒871-0151 中津市大字大幡法705番地の1	0979-32-4051
55	高田支店	●	●	●	生体	●	●	〒879-0627 豊後高田市新地1978番地の1	0978-22-3400
56	鶴居支店	●	●	●	生体	●	●	〒871-0025 中津市大字万田字寺屋敷409番地の1	0979-22-1431
57	宇佐中央支店	●	●	●	生体	●	●	〒879-0453 宇佐市大字上田字前畑1013番地の1	0978-32-2123
58	如水支店	●	●	●	生体	●	●	〒871-0011 中津市大字下池永字新貝918番地の1	0979-25-1818
62	坂ノ市支店	●	●	●	生体	●	●	〒870-0307 大分市坂ノ市中央4丁目2番3号	097-592-3511
みらいハートプラザ別府(2021年7月1日開設)									
〒874-0906 別府市天満町12番36号									
0120-365-166									

※視覚障がい者対応ATMとは、ATMに設置されているプッシュボタン付きの受話器(ハンドセット)から、音声で操作手順をご案内するATMです。

※ATM稼働欄の「生体」は生体認証およびICカード対応、ICはICカード対応ATMが設置されている店舗です。ステッカーが貼付されているATMでご利用いただけます。

別府市	
● IC	えきマチ1丁目
● IC	野口出張所
● IC	ゆめタウン別府
● IC	浜脇出張所
●	マルショク流川通り店 ※
● IC	マルショクやまみ店
● IC	マルショク関の江店
● IC	亀川中央町
●	立命館アジア太平洋大学 ※
●	別府医療センター ※
● IC	トキハインダストリー鶴見園店
● IC	春木出張所
●	別府大学 ※
● IC	別府市役所
● IC	マルショク餅ケ浜店
● IC	境川出張所

日出町	
● IC	マルショク豊岡店
●	マルショク川崎店 ※
大分市	
● IC	JR大分駅コンコース
● IC	JR大分駅
●	大分県庁 ※
● IC	宗方出張所
●	トキハわさだタウン ※
●	OBS前 ※
● IC	春日出張所
● IC	大分市役所
● IC	せきしん出張所
由布市	
● IC	花の木通り
●	イオン挾間店 ※

宇佐市	
● IC	トキハインダストリー宇佐四日市店
中津市	
● IC	中津市役所
● IC	ゆめタウン中津
●	イオン三光ショッピングセンター ※
● IC	川島整形外科病院
● IC	今津出張所
吉富町	
● IC	吉富出張所
●	土・日・祝日稼働
●	平日のみ稼働
● IC	カード対応ATM

※のコーナーは、個人出資会員の時間外手数料無料の対象外となりますのでご注意ください。

※のコーナーでの当金庫カードによる平日時間外・土日祝日の入金は、有料となりますのでご注意ください。

ATM利用のご案内

●時間外手数料一覧

	8:45		18:00	
平 日	110円	無 料		110円
土 曜		無 料		110円
日 祝			110円	

●当金庫カード(通帳)での入金はいつでも無料です。

●他金融機関・ゆうちょ銀行カードは、平日8:00～21:00・土日祝日9:00～20:00の利用となり、「左記手数料+110円」となります。

※利用明細票に表示される手数料が、実際にご負担いただく手数料と異なる場合がございます。詳しくは、お取引金融機関にお問合せください。

●当金庫出資会員はATM時間外手数料は無料です。
(法人キャッシュカードは対象外となります)

①ATMコーナーにより稼働時間が異なります。

②当金庫カードを他金融機関のATMコーナーでご利用の場合は、金融機関や時間帯によって手数料が異なります。

③お振込には振込手数料が必要です。

当金庫のキャッシュカードはセブン銀行・イオン銀行・ローソン銀行の各ATMでもご利用いただけます



ご利用できる時間

- 月曜～金曜 0:00～24:00
- 土曜 0:00～22:00
- 日曜 8:00～24:00

●上記時間帯は最長利用可能時間帯です。
ATMごとに営業時間が異なります。

●ご利用可能なお取引

キャッシュカードによる
お引出し・お預入れ・残高照会
※法人キャッシュカードはご利用できません。
※通帳のご利用はできません。

●お引出し・お預入れ手数料

一律110円(消費税込み)
※残高照会は手数料無料です。
※出資会員の皆さまも手数料が必要です。



●ご利用可能なお取引

キャッシュカードによる
お引出し・お預入れ・残高照会
※法人キャッシュカードはご利用できません。
※通帳のご利用はできません。

●ご利用時間および手数料

お引出し・お預入れ	
● 平日	8:00 220円 8:45 110円 18:00 220円
● 土曜	8:00 220円 9:00 110円 14:00 220円 21:00
● 日曜・祝日	8:00 220円 21:00

(消費税含む)

※上記時間帯は最長利用可能時間帯です。ATMごとに営業時間が異なります。
※残高照会は手数料無料です。
※お振込みの際は、別途イオン銀行が定める振込手数料がかかります。
※カードローン・総合口座貸越の貸付額・返済額が1万円以下の場合、ご利用手数料は110円となります。利用明細票に表示される手数料と実際にご負担いただいた手数料が相違する場合がございますが、通帳には実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されますのでご了承ください。
※出資会員の皆さまも手数料が必要です。



ご利用できる時間

- 月曜～金曜 0:00～24:00
- 土曜 0:00～22:00
- 日曜 8:00～24:00

●ご利用可能なお取引

キャッシュカードによる
お引出し・お預入れ・残高照会
※法人キャッシュカードもご利用いただけます。
※通帳のご利用はできません。

●お引出し・お預入れ手数料

一律110円(消費税込み)
※残高照会は手数料無料です。
※出資会員の皆さまも手数料が必要です。

総代会について

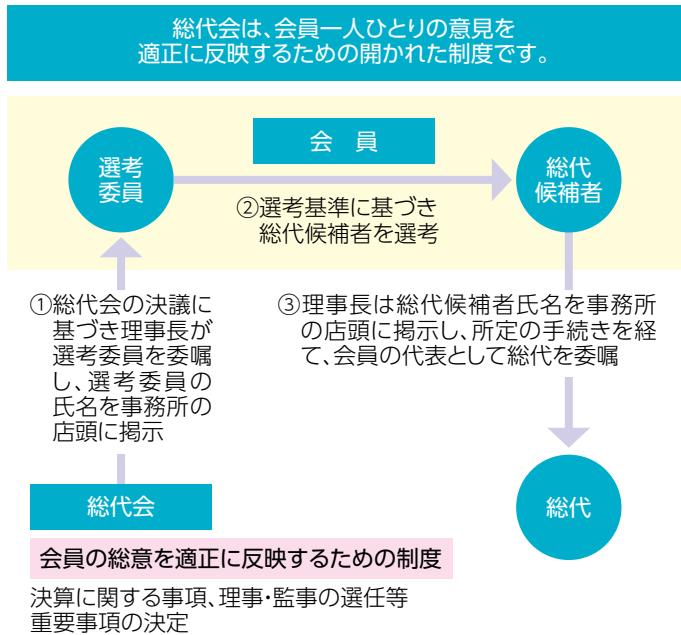
総代会制度の仕組み

信用金庫は会員同士の相互扶助の精神に支えられた協同組織の金融機関です。銀行などの株式会社は、本来、株主が資本を投下して利益を得るためにつくられた営利機関であるため、株主になるのは配当などの利益を得ることが目的です。これに対し、協同組織の信用金庫は会員の便益を目的としており、必要最低限な適正利益は確保しなければなりませんが、基本的には営利を目的としない金融機関です。

その運営は最高決議機関である「会員の総会または総代会」の意思決定に基づいて行われ、議決権は1人1票制をとっているため、会員の地位の平等性が尊重されています。

当金庫は4万人を超える多数の会員に支えられているため、総会にかえて、会員の中から選ばれた総代の皆さまで構成される総代会を最高意思決定機関としています。また、総代以外の会員の皆さまのご意見も、会員大会でのアンケートや役職員によるヒアリングなどを通じて経営に反映しています。

なお、総代会では、決算による剰余金処分案の決定、定款に関する事項、理事・監事の選任等の重要事項を決議しています。



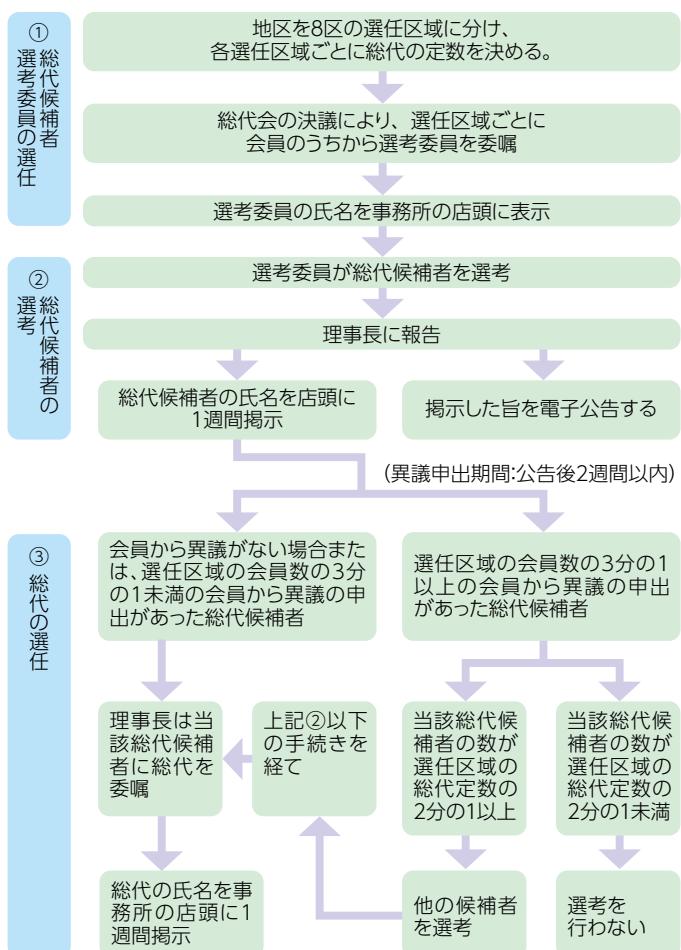
総代の選考方法

●総代定数と任期

定款により、総代の定数は130人以上170人以内、任期は3年となっています。また、地区を8区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに定めています。

●総代の選考は次によります。

①総代会の議決により選任区域ごとに会員のうちから委嘱された選考委員が、その選任区域の総代定数に相当する総代候補者を選考し、その氏名を理事長に報告します。
②理事長は、総代候補者の氏名をその選任区域の会員に通知し、その通知した日から2週間以内に異議の申し出がなかった場合や異議の申し出をした会員が当該選任区域の会員数の3分の1に達しない場合は、会員からの信任を得たものとし、その総代候補者を総代に委嘱します。



総代候補者の選考基準

- ①資格要件は当金庫の会員であること。
- ②適格要件は次のとおりです。

地域において信望が厚く、行動力があり、
総代として相応しい方

総代として相応しい人格・識見に秀れ
当金庫の発展に寄与できる方

金庫の理念・使命をよく理解し、
金庫との緊密な取引関係を有する方

第100期通常総代会決議事項

2021年6月28日、別府ビーコンプラザ「国際会議室」(別府市山の手町12番1号)において、第100期通常総代会を開催し、次のとおり報告並びに決議されました。

報告事項 第100期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 所在不明会員除名の件

第3号議案 総代選考委員選任の件

第4号議案 定款一部変更の件

第5号議案 会計監査人選任の件

第6号議案 理事選任の件

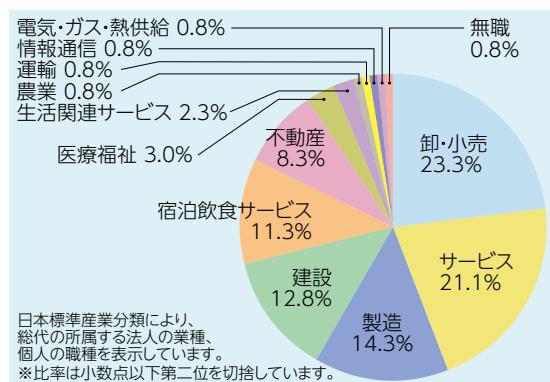
以上、いずれも原案どおり可決されました。



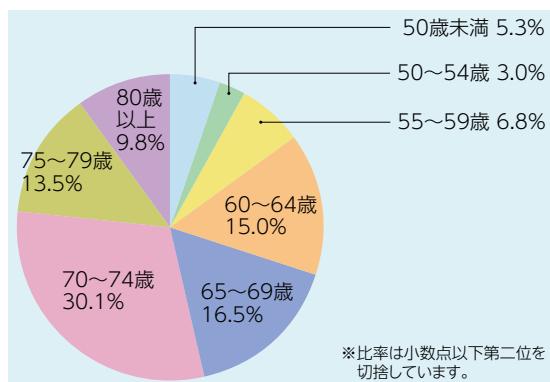
▲総代会の様子(2021年6月28日)

総代の属性別構成比

●業種別構成比



●年齢別構成比



2021年5月末現在

●職業別構成比

法人役員	93.2%
個人事業者	6.0%
個人	0.8%

総代のご紹介

総代 (任期 2019年4月15日から2022年4月14日まで) ※敬称は略させていただきます。

店舗	氏名	店舗	氏名	店舗	氏名	店舗	氏名	店舗	氏名
南	川島 賢一 ②	石垣	衛藤富喜雄 ⑥	出雲 張 所	西 謙二 ⑦	大分	長野 寿之 ④	中津中央	中 秀正 ⑤
	神 日出男 ⑧		大倉 一泰 ②	日高 清志 ①	上野 公則 ①		原田 和明 ⑥		二反田新一 ①
	後藤 明文 ⑤		岡崎 徹 ⑩	小野 哲夫 ③	河野 房雄 ①		姫野 千里 ⑧		畠辺 元宏 ⑥
	後藤 憲志 ⑥		梶原 哲雄 ⑨	鈴木 明久 ⑩	岩男裕二郎 ⑦		丸田 修 ①		広畑 正光 ①
	佐藤 秀男 ④		河村 真實 ⑨	木村 裕次 ⑤	太田 正美 ⑦		加藤 公利 ⑧		幣旗 勝行 ④
	高橋 正明 ②		阿部盛一郎 ⑦	安部 宗武 ⑩	桑野 和泉 ⑧		黄 梅雄 ②		三好 順一 ④
	友永 亨 ②		石坂 太郎 ②	古長 英昭 ④	古長 英昭 ④		敷嶋 博和 ③		若山 広利 ⑥
	永富 雅信 ④		今橋 一男 ②	利光 清美 ④	土屋 誠司 ⑩		橋本 康弘 ②		大江康治郎 ④
山の手	大野 能且 ①	莊園	岩瀬 智昭 ①	中谷 太郎 ②	中谷 太郎 ②	東大分	宮本 隆之 ⑤	中津北	大倉莊三郎 ⑥
	小野平八郎 ②		上月敬一郎 ③	安東 哲也 ⑦	安東 哲也 ⑦		大石 章広 ①		梶原 清二 ⑥
	小俣 勝廣 ④		鉢輪	井上 隆次 ②	井上 隆次 ②		土屋 一彦 ⑤		池中 征司 ⑥
	中島 一志 ②		河野 純一 ②	馬場 駿二 ⑥	馬場 駿二 ⑥		成良 宏典 ③		狩生 孝治 ⑥
	吉武 淑子 ⑥		千壽 智明 ①	森 正行 ④	森 正行 ④		平尾 隆一 ⑤		渡辺 賢一 ⑥
本店	麻生 雅憲 ②	龜川	長野 勝行 ①	矢野 雅則 ⑨	矢野 雅則 ⑨	高城	八坂 秀史 ②	大幡	衆野 剛喜 ②
	安部 一郎 ⑤		安東 信男 ⑤	安藤 隆興 ⑥	安藤 隆興 ⑥		川野 正春 ⑤		坪根 誠 ②
	伊藤 葉子 ⑤		櫻井 博之 ④	佐藤 成己 ④	佐藤 成己 ④		木戸 利夫 ②		増矢 大介 ①
	河内 聖藏 ⑤		川本 尚哉 ⑤	高橋 譲 ③	高橋 譲 ③		小手川秀則 ①		大山 龍秀 ⑥
	川本 尚哉 ⑤		小出 英治 ⑥	堀下 正夫 ⑥	堀下 正夫 ⑥		西森 幸一 ⑧		末松 竹信 ⑥
	小出 英治 ⑥		首藤哲二郎 ②	神田 剛 ⑧	神田 �剛 ⑧		藤澤 常夫 ⑤		山崎 弘彦 ⑥
	首藤哲二郎 ②		寺田 真美 ②	中島 正一 ③	中島 正一 ③		山内 清 ②		渡邊 誠二 ⑥
	菅 健一 ⑤		林 道弘 ⑩	鶴出見 張 所	安部 賢一 ⑦		小野 秀幸 ⑩		高田 原田 英一 ③
	寺田 真美 ②		牧 邦博 ①	神徳 博宗 ⑤	神徳 博宗 ⑤		田中 弘史 ③		宇佐中央
	林 道弘 ⑩		三浦 公英 ③	小林 徳弘 ③	佐藤 俊孝 ③		溝辺 茂記 ①		高橋 宜宏 ⑥
	牧 邦博 ①		山口 巧 ⑤	田中 俊一 ③	指原 清之 ⑤		森鶴町崎		原田 敬史 ①
	三浦 公英 ③				佐藤 俊孝 ②		佐藤 誠二 ⑧		藤林 銳司 ②
	山口 巧 ⑤						鈴木 健一 ②		三木 幸雄 ⑥
							荻本 浩一 ④		宮地 弘彦 ⑥
							姫野總一郎 ⑤		

※氏名の後の数字は就任回数です。なお、1992年旧別府信用金庫と旧府内信用金庫合併後の就任回数で表示しています。

(2021年6月末現在)以上133名

営業店所属長

2021年7月現在

常勤理事 別府営業統括 本店営業部長 阿南 善則	南支店長 大石 正敏	鉄輪支店長 酒井 嘉和	亀川支店長 菅田 仁士	山の手支店長 田村 芳郎	湯布院支店長 石川 瞳
大分地区統括 大分支店長 鳥羽 高広	上人支店長 武宮 真一	南大分支店長 須田 真統	莊園支店長 清田 拓章	石垣支店長 田中 真明	鶴見支店長 細川 浩一
扇山出張所長 眞嶋 由美子	東大分支店長 井上 浩一	日出支店長 永井 雅充	府内中央支店長 杉田 正雄	高城支店長 石田 正美	大在支店長 兼坂ノ市支店長 谷 誠
向原支店長 田代 英一郎	中央市場出張所長 美野 咲子	滝尾支店長 其田 憲治	鶴崎森町支店長 首藤 俊祐	県北地区統括 中津中央支店長 石津 丈司	中津北支店長 松岡 辰彦
高田支店長 仲 真吾	鶴居支店長 鹿子木 敏明	宇佐中央支店長 阿南 亀義	如水支店長 藤野 泰宏	みらいハートプラザ別府 プラザ長 柳野 加穂余	

信金中央金庫について

●信金中央金庫の役割

信金中央金庫は全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として1950年に設立され、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

また、「信用金庫業界の中央金融機関としての役割」「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

●信金中央金庫の経営力強化制度

信用金庫業界では、個々の信用金庫の健全性を確保し、業界全体の信用力の維持・向上を図るために、2001年4月に「信用金庫経営力強化制度」を創設しました。



信用金庫のセントラルバンク
信金中金

- 総資産 43兆円
- 連結自己資本比率(国内基準) 25.60%
- 不良債権比率(リスク管理債権/貸出金) 0.27%
- 外部格付 Moody's A1
- S&P A
- R&I A+
- JCR AA

(上記計数は2021年3月末現在)

みらいしんきんのSDGs宣言

大分みらい信用金庫は、持続可能な地域社会の実現に貢献することを目的として
「みらいしんきんSDGs宣言」を制定し、宣言いたします。

当金庫は、地域の人々が相互扶助の精神で設立した協同金融機関として、地域の発展に貢献し、地域の生活者の豊かな生活(くらし)づくりに奉仕することを使命として活動してまいりました。

今後も「この地域(まち)に根ざし、未来(あす)を拓く」の経営理念のもと、SDGsの目指す「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」に向け、地域の社会・経済・環境等の諸課題の解決に主体的に取り組み、持続可能な地域社会の実現に貢献していくことを宣言いたします。

2020年9月1日
大分みらい信用金庫
理事長 森田展弘

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるため、2030年に向けて世界各国が合意した17の目標と169のターゲットです。

SDGs私募債で「ちいきのミライ」を担う



聖人保育園様(別府市)に寄贈されたレリーフ時計に子どもたちは大喜び

大分県社会福祉士会様へ
はテレワーク推進機器を
寄贈しました



当金庫では、私募債引き受けに伴う受領手数料の割引額捻出財源で私募債発行体(取引先)が寄付を行う「ちいきのミライ」を取り扱っています。2020年度は大分財産コンサル株式会社様の選定により、聖人保育園様へレリーフ時計を寄贈。株式会社エーワン様は公益社団法人大分県社会福祉士会様へテレワーク推進機器一式を寄贈いただきました。地元企業と連携したSDGs活動の取り組みとして注目を集めています。

「みらいSDGs定期預金」を発売!



「SDGs定期預金」のチラシ

サステイナブル社会実現への思いを込めて「みらいSDGs定期預金」を取扱開始しました。本商品ではプレミアム金利に加えて、地元産品の魅力を発信する「地域応援セット」が抽選で当たる企画で、コロナ禍で頭を悩ます地域経済の一助になればと願っています。さらに募集金額に応じて大分県内の公園等に100周年記念植樹も実施予定。地域の皆さんと緑化推進への意識を高めていく所存です。

資料編

INDEX

●当金庫の概要	28
●主要な事業の内容	28
●事業の概況・事業の展望と対処すべき課題	29
●財務諸表	30～33
●経営指標	34
●預金に関する指標	35
●貸出金等に関する指標	35
●有価証券等に関する指標	36
●連結決算の状況	37～41
●バーゼルⅢ 第3の柱による開示	
定性的な開示事項(単体・連結ベース)	42～44
〈単体における開示〉	
自己資本の構成に関する開示事項	45
定量的な開示事項	46～49
〈連結における開示〉	
自己資本の構成に関する開示事項	50
定量的な開示事項	51～54
●2020年度開示項目一覧	55～56

当金庫の概要



- 名 称 大分みらい信用金庫
- 本店所在地 大分県別府市駅前本町1番31号
〒874-8639 TEL 0977-22-1181
- 創立年月日 1922年4月12日
- 出 資 金 14億97百万円
- 会 員 数 42,755人
- 店 舗 数 31店舗
- 役 職 員 数 382人
- 預 金 積 金 4,224億円
- 貸 出 金 2,082億円
- 営 業 地 区 別府市・大分市・日田市・臼杵市・津久見市・竹田市・杵築市・中津市・宇佐市・豊後高田市・豊後大野市・由布市・国東市・東国東郡・速見郡・玖珠郡(以上 大分県)
豊前市・築上郡(以上 福岡県)

(2021年3月31日現在)

主要な事業の内容

1.預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。
2.貸出業務	<p>(1) 貸付 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。</p> <p>(2) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っております。</p>
3.有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
4.内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。
5.附随業務	<p>(1) 代理業務</p> <ul style="list-style-type: none">① 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務② 地方公共団体の公金取扱業務③ 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務④ 信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付業務 <p>(2) 保護預りおよび貸金庫業務</p> <p>(3) 有価証券の貸付</p> <p>(4) 債務の保証</p> <p>(5) 公共債の引受</p> <p>(6) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売</p> <p>(7) 保険業法第275条第1項による保険募集の業務</p> <p>(8) 確定拠出年金法第88号による業務</p> <p>(9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理</p> <p>(10) 電子債権記録業に係る業務</p>

事業の概況

当金庫は2022年の創立100周年までに「磐石な100年金庫(=伝統と地域に根ざし、継続的に発展する信用金庫)」を構築することをビジョンとして掲げています。2020年度は、「第3次『絆の強化』3カ年計画」のテーマである「変革の実行」に基づき、重点施策に「収益力の強化」、「営業基盤の拡充・地域創生」、「生産性の向上」、「人材育成と働きやすい職場づくり」、「コンプライアンス態勢の強化」、「持続可能なビジネスモデルの構築」を掲げて事業を推進してまいりました。

「収益力の強化」では、新型コロナウイルス感染症により深刻な打撃を受けている事業先への資金繰り支援や本業支援に積極的に取り組み、新型コロナ対策関連の融資実績は2,730件、26,435百万円となりました。また、職域サポート契約先は5,447先(対前期336先増加)となり、職域関連ローンは10,619百万円(対前期2,252百万円増加)となりました。その結果、預金・貸出金の残高はともに大幅に伸長し、「磐石な100年金庫」の目標として掲げていた預金残高4,000億円、貸出金残高2,000億円を達成することができました。

「営業基盤の拡充・地域創生」では、コロナ禍に対応して事業先支援に注力した結果、事業先融資先数は14.8%増加し、4,754先となりました。

「生産性の向上」では、業務プロセスの改善を図るため、BPRプロジェクトを組成し、ワーキンググループによる効率化推進により、帳票様式や保管方法の見直し、電子化の推進等を図りました。また、店舗戦略の一環として境川出張所を石垣支店に統合したほか、お取引先の皆さんにより細やかなサービスをご提供できるようお取引店舗間の受管促進を図りました。

「人材育成と働きやすい職場づくり」では、Web動画の活用や宿泊研修を通所研修へ変更するなど、コロナ禍に柔軟に対応して人材育成に取り組みました。また、職員のキャリア開発に向け新たにキャリアデザインのカリキュラムを組み入れました。

そのほか、働きがいのある職場づくりのため、人事考課制度の充実や職員間のコミュニケーション活性化に向けた施策に取り組みました。

「コンプライアンス態勢の強化」では、役員によるコンプライアンス研修の定期的実施など、不祥事件の再発防止やハラスメントの防止に向けた啓蒙活動を推進しました。また、マネー・ローンダーリングやサイバーセキュリティ等の管理態勢の強化を図りました。

「持続可能なビジネスモデルの構築」では、来年度の創立100周年記念事業について役職員全員が参画して推進する態勢を整備しました。なお、本店の新築については、2020年11月に本部をトキハ別府店へ、また、12月に本店を仮店舗へ移転し2021年1月から日本店の解体工事に着手しました。

また、創立100周年の次の時代を見据えて40代の職員を中心とした「POST 100 プロジェクト」を立ち上げ、当金庫の10年後のあるべき姿やそれを実現するための施策、推進スケジュール等を検討のうえ「10カ年長期事業構想」としてまとめ、その要旨を取り込んだ「10カ年長期事業計画」、「中期(3カ年)事業計画」、「2021年度事業計画」を策定しました。

事業の展望と対処すべき課題

2021年度は、100周年の次の時代を見据えて策定した「10カ年長期事業計画」、およびその第1フェーズとなる「第1次『シンカへの挑戦』3カ年計画」のスタート年度となります。その初年度にあたる2021年度は、コロナ禍により甚大な影響を受けたお取引先への資金繰り支援と本業支援に注力した営業活動を行う方針としています。また、コロナ禍によって様々な分野で急速にデジタル化が進展していますので、お取引先のデジタル化支援にも積極的に取り組んでまいります。

今後、コロナによる業況悪化や後継者難により、やむなく廃業を検討されるお取引先が増加することも想定されますので、廃業以外の選択肢として事業譲渡やM&A等の提案を行うなど、地域の産業と雇用を支える活動に注力してまいります。

そのほか、創立100周年記念事業や店舗戦略等の重要課題への取り組み、デジタル活用による生産性の向上、非対面型ローン等の商品化、マーケティングの高度化等に積極的に取り組んでまいります。

財務諸表

●貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
(資産の部)		
現金	3,893	4,069
預け金	90,511	106,741
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買入金銭債権	231	287
金銭の信託	184	181
有価証券	128,012	134,166
国債	18,322	26,449
地方債	32,201	35,402
社債	53,333	46,918
株式	928	1,084
その他の証券	23,226	24,312
貸出金	197,740	208,206
割引手形	1,273	980
手形貸付	11,471	10,109
証書貸付	172,559	187,374
当座貸越	12,436	9,741
その他資産	2,411	2,378
未決済為替貸	61	55
信金中金出資金	1,735	1,735
前払費用	15	9
未収収益	399	369
その他の資産	200	209
有形固定資産	4,698	4,665
建物	1,488	1,417
土地	2,830	2,818
リース資産	46	69
建設仮勘定	—	21
その他の有形固定資産	331	337
無形固定資産	145	128
ソフトウェア	127	113
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	17	15
前払年金費用	42	39
繰延税金資産	100	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	6,614	6,497
貸倒引当金	△ 5,018	△ 7,691
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,314)	(△ 6,656)
投資損失引当金	—	—
資産の部合計	429,566	459,671

科 目	2019年度	2020年度
(負債の部)		
預金積金	392,637	422,421
当座預金	3,770	4,692
普通預金	165,353	194,334
貯蓄預金	1,993	1,963
通知預金	597	376
定期預金	204,919	199,445
定期積金	10,284	10,125
その他の預金	5,718	11,483
譲渡性預金	—	—
借用金	925	2,775
コマーシャル・ペーパー	—	—
その他負債	1,162	1,059
未決済為替借	83	80
未払費用	365	326
給付補填備金	3	2
未払法人税等	85	54
前受収益	85	72
払戻未済金	6	6
職員預り金	229	253
リース債務	47	28
資産除去債務	76	41
その他の負債	177	191
賞与引当金	218	215
役員賞与引当金	18	—
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	119	78
睡眠預金払戻損失引当金	76	70
偶発損失引当金	13	29
店舗取崩損失引当金	—	106
繰延税金負債	—	162
再評価に係る繰延税金負債	217	211
債務保証	6,614	6,497
負債の部合計	402,004	433,627
(純資産の部)		
出資金	1,476	1,497
普通出資金	1,476	1,497
優先出資金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	25,177	22,791
利益準備金	1,464	1,476
その他利益剰余金	23,712	21,314
特別積立金	23,200	23,200
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金(△)	512	△ 1,885
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	26,652	24,288
その他有価証券評価差額金	417	1,279
土地再評価差額金	491	475
評価・換算差額等合計	909	1,755
純資産の部合計	27,562	26,044
負債及び純資産の部合計	429,566	459,671

●損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
経 常 収 益	5,727	5,864
資金運用収益	5,044	5,137
貸出金利息	3,859	3,865
預け金利息	177	178
コールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	962	1,048
その他の受入利息	44	44
役務取引等収益	559	482
受入為替手数料	291	250
その他の役務収益	268	232
その他業務収益	77	155
外国為替売買益	—	0
国債等債券売却益	35	83
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	42	71
その他経常収益	44	88
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	12	48
株式等売却益	14	9
金銭の信託運用益	—	12
その他の経常収益	17	17
経 常 費 用	5,350	8,040
資金調達費用	133	118
預金利息	128	114
給付補償備金繰入額	2	1
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	1	1
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	447	425
支払為替手数料	98	84
その他の役務費用	349	340
その他業務費用	131	161
外国為替売買損	0	—
国債等債券売却損	71	14
国債等債券償還損	54	76
国債等債券償却	—	66
その他の業務費用	5	3
経費	4,268	4,227
人件費	2,662	2,608
物件費	1,520	1,456
税 金	85	162
その他経常費用	368	3,106
貸倒引当金繰入額	198	2,926
貸出金償却	88	18
株式等売却損	6	43
株式等償却	0	0
金銭の信託運用損	2	—
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	70	117
経常利益又は経常損失(△)	376	△ 2,175
特 別 利 益	0	15
固定資産処分益	0	3
その他の特別利益	—	12
特 別 損 失	46	173
固定資産処分損	21	41
減損損失	24	3
その他の特別損失	—	128
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	330	△ 2,333
法人税、住民税及び事業税	149	111
法人税等調整額	△ 3	△ 72
法 人 税 等 合 計	145	39
当期純利益又は当期純損失(△)	184	△ 2,372
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	327	471
土地再評価差額金取崩額	—	16
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金(△)	512	△ 1,885

●剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2019年度	2020年度
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金(△)	512,282,696	△ 1,885,141,365
積立金取崩額	—	2,500,000,000
(うち経営安定化積立金)	—	(2,500,000,000)
利益準備金取崩	—	—
剰余金処分額	40,787,026	29,630,344
利益準備金	11,506,000	—
普通出資に対する配当金	29,281,026	29,630,344
特別積立金	—	—
(うち経営安定化積立金)	—	—
繰越金(当期末残高)	471,495,670	585,228,291

(注)2019年度、2020年度の配当率は、年2.00%です。

●会計監査人の監査について

信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、会計監査人である公認会計士 大石 聰 氏の監査を受けております。

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2021年6月29日
大分みらい信用金庫

理 事 長 森 田 展 弘

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 12年～50年
その他 3年～20年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外フライアン・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による元換算額を計上しております。
8. 貸倒引当金は、求め定めている債権・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等法的による経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「未破綻先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部等が第1次、本部融資部門が第2次査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監査部門が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。その金額は10百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認証項目の合計額を超過しているため、前払年金費用として貯蓄対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、年金費用として貯蓄対照表に計上しております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 その年の実績の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度(全国信用金庫厚生年金基金)全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
年金資産の額 1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 1,718,649百万円
差引額 △142,668百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和2年3月31日現在)
0.3381%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年10ヶ月の元利均等定率償却法であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金63百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、求め定められた掛け率を掛け算出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預払金損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 個別損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 店舗取崩損失引当金は、店舗の取崩が決定している費用の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。
16. 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関する事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3項第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めることにより算出した額を計上しております。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理は、従来、税率方式によっておりましたが、当事業年度より税抜方式へと変更いたしました。この変更は翌事業年度から適用される収益認識会計基準への対応を図るために行ったものであります。この変更により経常利益及び税引前当期純利益は17百万円減少しております。
なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
18. 表示方法の変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。
19. 重要な会計上の見積り関係
会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 7,691百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
主要な仮定は、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し等であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価設定し、新型コロナウイルス感染症の収束時期等については正常化に今後3年程度要するものとした仮定を設けております。
なお、個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 201百万円
21. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
22. 子会社等に対する金銭債務総額 90百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額 4,049百万円
24. 有形固定資産の圧縮記帳額 527百万円
25. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,087百万円、延滞債権額は13,023百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支還の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債権を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
26. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は26百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支還が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
27. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は1,476百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債務放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
28. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,613百万円であります。
なお、25.から28.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
29. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、有価証券に對する貸出金額は140百万円であります。
30. 手形割引は、業種別委員会制度指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受け手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外匯為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は980百万円であります。
31. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 2,000百万円
担保資産に対応する債務
借用金 2,000百万円
上記のほか、為替決済、日銀歳入代理店取引等の取引の担保として、有価証券1,000百万円及び預け金(定期預金)18,041百万円を差し入れております。
32. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る継続税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価にに関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、(奥行倍格補正)時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,000百万円
33. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は760百万円であります。
34. 資出1口当たりの純資産額 869円75銭
35. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
(i) 信用リスクの管理
当金庫は、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」および「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理制度に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などを与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらとの与信管理は、各営業店のほか融資部にまいり行われております。
信用リスク管理状況については、当金庫の与信状況および大口と与信先等の事業内容について信用リスク管理セセス部でモニタリングと情報共有を行っております。また信用リスク管理の高度化や、信用リスクの量化などは、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に報告・付議する態勢をとっております。
有価証券の発行体の信用リスクに関する事項については、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
(ii) 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には資金運用部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。
(ii) 为替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関する、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行なわれております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金運用部を通じ、ALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等において定期的に報告されております。
(iv) 市場リスクによる定量的情報
当金庫において、主要なリスクである金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「投資信託」の一部、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の金利が1% (100BP:100ペースポイント)上昇した際の経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的な分析に用いております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日における適切な期間で残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、5,469百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相間を考慮しております。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
36. 金融商品の時価等に関する事項
令和3年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
(単位:百万円)

	貸借対照表上額	時価	差額
(1) 預け金	106,741	106,954	212
(2) 有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	6,732	6,796	64
その他有価証券	127,326	127,326	—
(3) 貸出金(※1)	208,206	—	—
貸倒り当金(※2)	△7,691	—	—
	200,514	201,593	1,078
金融資産計	441,315	442,671	1,355
(1) 預金積金(※1)	422,421	422,596	175
金融負債計	422,421	422,596	175
(※1) 貸出金・預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。			
(※2) 貸出金に応する一般貸倒り当金及び個別貸倒り当金を控除しております。			

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金上額」という)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)(*2)	83
組合出資金(*3)	14
合 計	107

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価表示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について0万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価表示の対象とはしておりません。

(注3) 金額債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	48,940	33,000	—	24,800
有価証券	15,309	34,074	35,064	44,902
満期保有目的の債券	2,685	3,614	332	100
その他有価証券のうち 満期があるもの	12,623	30,460	34,731	44,802
貸出金(*)	35,640	68,959	52,010	40,079
合 計	99,890	136,034	87,074	109,782

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	361,229	61,128	20	42
合 計	361,229	61,128	20	42

(*) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内に含めております。

有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、40.まで同様であります。

売買目的の有価証券

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的の有価証券	—

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	1,000	1,005	5
	短期社債	—	—	—
	社債	4,526	4,564	38
	その他	299	320	20
	小計	5,826	5,890	64
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	804	804	△0
	その他	101	101	△0
	小計	906	905	△0
合 計		6,732	6,796	64

その他有価証券

	種類	貸借対照表上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	864	622	242
	債券	72,176	70,953	1,223
	国債	14,018	13,628	389
	地方債	28,735	28,310	424
	短期社債	—	—	—
	社債	29,422	29,014	408
	その他	13,117	11,960	1,156
	小計	86,158	83,536	2,622
	株式	125	132	△6
	債券	30,262	30,664	△401
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	国債	12,431	12,625	△194
	地方債	5,666	5,702	△35
	短期社債	—	—	—
	社債	12,165	12,337	△172
	その他	10,779	11,220	△440
	小計	41,168	42,017	△849
	合 計	127,326	125,554	1,772

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	107	9	43
債券	85	—	14
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	85	—	14
その他	989	167	76
合 計	1,181	176	134

40. 減損処理を行った有価証券

売買目的の有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当事業年度における減損処理額は、社債66百万円であります。

41. 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託	貸借対照表上額(百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
	181	△60

42. 貸貸等不動産の状況に関する事項

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

43. 貸貸等不動産の時価に関する事項

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

44. 当座預金契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,692百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが10,484百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されざるに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額等を行うことができる旨の条項が付加されています。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

45. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金償却金算入限度額超過額	2,167百万円
固定資産の減損	252
賞与引当金	59
減価償却限度額超過額	32
店舗取崩損失引当金	29
役員退職慰労引当金	21
睡眠預金払戻損失引当金	19
その他	102
繰延税金資産小計	2,684
評価性引当額	△2,338
繰延税金資産合計	345
繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額金	489
前払年金費用	11
その他	7
繰延税金負債合計	508
繰延税金負債の純額	162百万円

損益計算書の注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 11,885千円

3. 子会社との取引による費用総額 57,202千円

4. 出資1口当たり当期利益金額 △79円75銭

5. 他の役務費用には運用保証料 339,620千円を含んでおります。

6. 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
大分県別府市	遊休店舗	土地	
		建物	3,738
		リース資産	—
		その他の有形固定資産	152
合 計			3,891

資産のグループ化は、事業用資産については母店制に基づく営業店(出張所を含む)単位で、遊休資産については、個別物件単位で行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている営業店や土地の時価の下落が著しい、営業店及び遊休資産等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額が使用価値の場合は将来キャッシュ・フローを0.2%の割引率で割り引いて計算しております。

6. その他の特別利益は、資産除去債務入益です。

7. その他の特別損失は、店舗取崩損失引当金の線入106百万円及び土地の寄贈22百万円です。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえ、各理事の基本報酬につきましては、各理事の賞与につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘査し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議をもって決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期当金庫を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、規程で定めております。

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬額	134

(注1) 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」101百万円、「賞与」16百万円、「退職慰労金」17百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用者としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第13条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融

経営指標

●最近5年間の主要な経営指標の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益 (千円)	6,443,195	6,481,190	6,026,428	5,727,174	5,864,652
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	576,685	614,566	600,388	376,708 △ 2,175,520	
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	456,307	564,215	477,163	184,790 △ 2,372,681	
出資総額 (百万円)	1,425	1,445	1,464	1,476	1,497
出資総口数 (千口)	28,511	28,903	29,295	29,525	29,949
純資産額 (百万円)	27,248	27,513	28,462	27,562	26,044
総資産額 (百万円)	411,188	418,580	426,442	429,566	459,671
預金積金残高 (百万円)	374,301	381,360	388,293	392,637	422,421
貸出金残高 (百万円)	191,204	193,640	196,111	197,740	208,206
有価証券残高 (百万円)	124,186	125,930	125,867	128,012	134,166
単体自己資本比率 (%)	13.88	13.95	13.93	13.58	12.91
出資に対する配当金 (円) (出資1口50円当り)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
役員数 (人)	16	17	18	18	17
うち常勤役員数 (人)	8	9	9	9	8
職員数 (人)	389	387	388	382	374
会員数 (人)	41,229	41,699	42,161	42,406	42,755

(注)「単体自己資本比率」は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。

●業務粗利益

(単位:千円)

	2019年度	2020年度
資金運用収支	4,911,429	5,018,915
資金運用収益	5,044,789	5,137,585
資金調達費用	133,360	118,670
役務取引等収支	112,037	57,380
役務取引等収益	559,859	482,900
役務取引等費用	447,822	425,520
その他の業務収支	△ 53,809	△ 6,243
その他業務収益	77,974	155,701
その他業務費用	131,784	161,944
業務粗利益	4,969,657	5,070,052
業務粗利益率	1.18%	1.14%

(注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2019年度 56千円、2020年度 36千円)を控除して表示しております。

$$2. 業務粗利益率 = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●業務純益

(単位:千円)

	2019年度	2020年度
業務純益	802,750	550,199
実質業務純益	739,379	881,723
コア業務純益	830,325	955,914
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	753,785	872,153

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
資金運用勘定	417,711	442,518	5,044,789	5,137,585	1.20	1.16
うち貸出金	195,165	205,729	3,859,849	3,865,639	1.97	1.87
うち預け金(無利分を除く)	94,754	103,541	177,132	178,689	0.18	0.17
うち有価証券	125,814	131,304	962,986	1,048,661	0.76	0.79
資金調達勘定	393,922	418,127	133,360	118,670	0.03	0.03
うち預金積金	392,960	416,185	130,934	116,221	0.03	0.02
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	899	1,853	1,264	1,158	0.14	0.06

(注) 1. 資金運用勘定は無利預け金の平均残高(2019年度 205百万円、2020年度 229百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(2019年度 186百万円、2020年度 181百万円)および利息(2019年度 0百万円、2020年度 0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●利鞘

(単位:%)

	2019年度	2020年度
資金運用利回		1.20
資金調達原価率		1.10
総資金利鞘		0.10

●受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	2019年度		2020年度			
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	75,043	△ 186,626	△ 111,583	140,990	△ 48,194	92,796
うち貸出金	37,020	△ 118,676	△ 81,655	93,069	△ 82,279	5,789
うち預け金	30,556	△ 24,233	6,322	3,883	△ 2,326	1,557
うち有価証券	5,665	△ 42,206	△ 36,541	44,982	40,692	85,674
支払利息	△ 7,926	6	△ 7,919	3,028	△ 17,738	△ 14,710
うち預金積金	△ 9,160	0	△ 9,160	3,171	△ 17,884	△ 14,713
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	1,264	—	1,264	△ 229	123	△ 105

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法を採用しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●利益率

(単位:%)

	2019年度	2020年度
総資産経常利益率		0.08
総資産当期純利益率		0.04

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

●貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

	期首残高	当期增加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	767	703	—	767
	2020年度	703	1,035	—	703
個別貸倒引当金	2019年度	4,084	4,314	31	4,052
	2020年度	4,314	6,656	253	4,061
合 計	2019年度	4,851	5,018	31	4,819
	2020年度	5,018	7,691	253	4,764
					7,691

●貸出金償却

(単位:千円)

2019年度	2020年度
	88,147
	18,876

預金に関する指標

●預金積金及び譲渡性預金平均残高

	2019年度	2020年度
流動性預金	167,436	195,553
うち有利息預金	155,597	178,826
定期性預金	224,459	219,634
うち固定金利定期預金	214,334	209,425
うち変動金利定期預金	184	173
その他	1,064	998
計	392,960	416,185
譲渡性預金	0	0
合計	392,960	416,185

- (注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2.有利息預金は、普通預金、貯蓄預金、通知預金から無利息型普通預金を控除して算出しております。
 3.定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。
 4.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●定期預金残高

	2019年度	2020年度
定期預金	204,919	199,445
固定金利定期預金	204,743	199,276
変動金利定期預金	174	167
その他	0	0

貸出金等に関する指標

●貸出金平均残高

	2019年度	2020年度
手形貸付	11,689	10,523
証書貸付	171,756	183,459
当座貸越	10,401	10,707
割引手形	1,318	1,038
合計	195,165	205,729

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●貸出金残高

	2019年度	2020年度
貸出金	197,740	208,206
固定金利	64,175	76,398
変動金利	133,565	131,808

●貸出金の担保別内訳

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	1,471	1,221
有価証券	400	400
動産	—	—
不動産	41,606	41,221
その他	—	—
計	43,478	42,843
信用保証協会・信用保険	35,754	52,643
保証	26,100	25,639
信用	92,406	87,079
合計	197,740	208,206

●債務保証見返の担保別内訳

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	9	8
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	5,880	5,875
その他	—	—
計	5,889	5,883
信用保証協会・信用保険	0	—
保証	0	0
信用	723	614
合計	6,614	6,497

(注) 私募債は除いております。

●貸出金使途別残高

	2019年度		2020年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	109,254	55.25%	108,478	52.10%
運転資金	88,486	44.75%	99,728	47.90%
合計	197,740	100.0%	208,206	100.0%

●住宅ローン・消費者ローン残高

	2019年度	2020年度
住宅ローン	37,414	37,930
消費者ローン	15,476	14,397
合計	52,890	52,327

●貸出金業種別内訳

業種区分	2019年度			2020年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	274	8,363	4.22%	308	9,471	4.54%
農業、林業	49	385	0.19%	49	410	0.19%
漁業	7	9	0.00%	7	8	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	109	0.05%	2	115	0.05%
建設業	868	17,968	9.08%	964	21,814	10.47%
電気・ガス・熱供給・水道業	48	1,800	0.91%	50	1,726	0.82%
情報通信業	22	1,056	0.53%	32	889	0.42%
運輸業、郵便業	53	3,284	1.66%	56	3,471	1.66%
卸売業、小売業	697	15,884	8.03%	815	18,066	8.67%
金融業、保険業	27	2,097	1.06%	27	2,001	0.96%
不動産業	634	36,879	18.65%	645	36,428	17.49%
物品販賣業	8	324	0.16%	9	323	0.15%
学術研究、専門・技術サービス業	54	583	0.29%	57	615	0.29%
宿泊業	101	9,469	4.78%	117	10,664	5.12%
飲食業	359	5,625	2.84%	488	6,805	3.26%
生活関連サービス業、娯楽業	215	5,629	2.84%	282	6,196	2.97%
教育、学習支援業	29	615	0.31%	35	716	0.34%
医療、福祉	132	7,217	3.64%	146	7,287	3.49%
その他のサービス	561	10,915	5.51%	665	11,908	5.71%
小計	4,140	128,221	64.84%	4,754	138,922	66.72%
地方公共団体	11	14,143	7.15%	11	14,152	6.79%
個人	15,897	55,375	28.00%	14,808	55,131	26.47%
合計	20,048	197,740	100.0%	19,573	208,206	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率

	2019年度	2020年度
期末預貸率	50.36	49.28
期中平均預貸率	49.66	49.43

(注) 1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券等に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

2019年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないもの	合計
国債	504	5,613	1,030	1,150	1,764	8,258	—	18,322
地方債	2,534	5,309	4,438	4,009	9,217	6,691	—	32,201
社債	11,768	9,710	7,178	5,875	5,043	13,757	—	53,333
株式	—	—	—	—	—	—	928	928
外国証券	947	523	616	630	3,023	4,539	—	10,279
その他の証券	474	1,967	1,615	5,103	1,543	87	2,155	12,947

2020年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないもの	合計
国債	3,017	3,556	—	1,124	2,297	16,453	—	26,449
地方債	4,683	1,048	7,666	3,095	11,568	7,340	—	35,402
社債	6,447	6,203	10,875	3,234	6,124	14,032	—	46,918
株式	—	—	—	—	—	—	1,084	1,084
外国証券	523	100	519	1,173	2,392	5,473	—	10,182
その他の証券	850	1,241	3,967	3,984	1,406	86	2,593	14,129

●有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
国債	—	16,972
地方債	—	31,939
社債	—	54,607
株式	—	561
外国証券	—	8,430
その他の証券	—	13,304
合 計	125,814	131,304

●預証率

(単位:%)

	2019年度	2020年度
期末預証率	32.60	31.76
期中平均預証率	32.01	31.54

(注) 1.預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●有価証券の時価情報

1.売買目的有価証券

該当ありません。

2.満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,000	1,005	5	1,000	1,005	5
	社債	6,897	6,971	74	4,526	4,564	38
	その他	799	825	25	299	320	20
	小計	8,696	8,802	105	5,826	5,890	64
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	659	659	△ 0	804	804	△ 0
	その他	401	381	△ 20	101	101	△ 0
	小計	1,061	1,041	△ 20	906	905	△ 0
合 計		9,758	9,843	85	6,732	6,796	64

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3.その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	363	302	60	864	622	242
	債券	76,906	75,367	1,539	72,176	70,953	1,223
	国債	16,308	15,789	519	14,018	13,628	389
	地方債	29,908	29,362	545	28,735	28,310	424
	社債	30,689	30,216	473	29,422	29,014	408
	その他	9,282	8,746	536	13,117	11,960	1,156
	小計	86,552	84,416	2,136	86,158	83,536	2,622
	株式	470	563	△ 92	125	132	△ 6
	債券	18,393	18,552	△ 159	30,262	30,664	△ 401
	国債	2,013	2,027	△ 13	12,431	12,625	△ 194
	地方債	1,293	1,299	△ 6	5,666	5,702	△ 35
	社債	15,086	15,225	△ 138	12,165	12,337	△ 172
	その他	12,719	14,023	△ 1,304	10,779	11,220	△ 440
	小計	31,583	33,139	△ 1,556	41,168	42,017	△ 849
	合 計	118,136	117,556	579	127,326	125,554	1,772

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	—	83
組合出資金	—	23
合 計	—	107

●金銭の信託

1.運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度		
	貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれた 評価差額
	184	2	181	△ 0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3.その他の金銭の信託

該当ありません。

●第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

1.金利関連取引

該当ありません。

2.通貨関連取引

該当ありません。

3.株式関連取引

該当ありません。

4.債券関連取引

該当ありません。

5.商品関連取引

該当ありません。

6.クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

連結決算の状況

●当金庫の子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当庫議決権比率	子会社等の議決権比率
(株)べっしん総合サービス	大分県別府市 石垣西7丁目1番1号	大分みらい信用金庫の委託を受けて行う業務等 ・文書等の整理、保管、配達業務 ・書類の印刷製本業務	1989年 2月22日	10百万円	100%	—

●当金庫およびその子会社等の主要な事業の内容

当信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され信用金庫業務を中心に金融サービスを提供しております。株式会社べっしん総合サービス(連結子会社)は、大分みらい信用金庫の100%子会社として、金庫の周辺業務(ATMの集中監視業務、特定先の集金、物品配送業務等)を主な業務として事業を展開しております。

●事業の概況

2020年度の連結決算の状況は、預金積金の期末残高は4,223億3千万円となり、前期末比297億8千4百万円の増加、増加率は7.58%でした。科目別では要求性預金が大幅に増加し、定期性預金は減少しました。

また、貸出金の期末残高は2,082億6百万円となり、前期末比104億6千6百万円の増加、増加率は5.29%でした。科目別では証書貸付が増加し、割引手形、手形貸付、当座貸越が減少しました。

その他の運用資産として有価証券の期末残高は1,341億5千6百万円となり、前期末比61億5千4百万円の増加、増加率は4.80%でした。

収益面では、経常損益は△21億7千2百万円となり、前年度比25億5千3百万円減少しました。また、当期純損益は△23億7千1百万円となり、前年度比25億5千9百万円減少しました。これは、現下のコロナ禍が長期化するという将来予測を織り込んで自己査定を実施した結果、貸倒引当金繰入額が大幅に増加したことが主な要因です。

連結自己資本額は253億6千2百万円となり、前期末比20億3千5百万円減少しました。また、リスク・アセット計は1,958億8千6百万円となり、前期末比53億5千8百万円減少しました。その結果、自己資本比率は12.94%となり、前期末比0.67ポイント低下しました。

●5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
連結経常収益 (千円)	6,534,426	6,578,246	6,120,586	5,828,236	5,961,893
連結経常利益又は連結経常損失(△) (千円)	579,598	622,366	606,863	380,363	△ 2,172,962
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	458,631	569,422	481,463	187,978	△ 2,371,351
連結純資産額 (百万円)	27,305	27,576	28,529	27,633	26,115
連結総資産額 (百万円)	403,871	410,941	418,904	422,937	453,159
連結自己資本比率 (%)	13.91	13.97	13.95	13.61	12.94

(注) 1.「連結自己資本比率」は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づく開示を行っております。

2.連結総資産額には債務保証見返を含んでいません。

●連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目 (資産の部)	2019年度	2020年度	科 目 (負債の部)	2019年度	2020年度
現金及び預け金	94,404	110,810	預金積金	392,546	422,330
買入手形及びコールローン	—	—	譲渡性預金	—	—
買入金銭債権	231	287	借用金	925	2,775
金銭の信託	184	181	コマーシャル・ペーパー	—	—
有価証券	128,002	134,156	外国為替	—	—
貸出金	197,740	208,206	その他負債	1,168	1,064
外国為替	—	—	賞与引当金	218	215
その他資産	2,412	2,379	役員賞与引当金	18	—
有形固定資産	4,698	4,665	退職給付に係る負債	—	—
建物	1,488	1,417	役員退職慰労引当金	119	78
土地	2,830	2,818	睡眠預金払戻損失引当金	76	70
リース資産	46	69	偶発損失引当金	13	29
建設仮勘定	—	21	店舗取崩損失引当金	—	106
その他の有形固定資産	331	337	繰延税金負債	—	160
無形固定資産	145	128	再評価に係る繰延税金負債	217	211
ソフトウェア	127	113	債務保証	6,614	6,497
のれん	—	—	負債の部合計	401,918	433,540
リース資産	—	—	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	17	15	出資金	1,476	1,497
退職給付に係る資産	33	33	優先出資申込証拠金	—	—
繰延税金資産	103	—	資本剰余金	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	利益剰余金	25,247	22,862
債務保証見返	6,614	6,497	処分未済持分	△ 0	△ 0
貸倒引当金	△ 5,018	△ 7,691	自己優先出資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	26,723	24,360
			その他有価証券評価差額金	417	1,279
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	491	475
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	909	1,755
			新株予約権	—	—
			非支配株主持分	—	—
資産の部合計	429,551	459,656	純資産の部合計	27,633	26,115
			負債及び純資産の部合計	429,551	459,656

(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2.繰延税金資産と繰延税金負債は相殺して計上しております。

●連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
経常収益	5,828	5,961
資金運用収益	5,044	5,137
貸出金利息	3,859	3,865
預け金利息	177	178
買入手形利息及びコールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	962	1,048
その他の受入利息	44	44
役務取引等収益	559	482
その他業務収益	77	155
その他経常収益	145	185
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	12	48
その他の経常収益	133	137
経常費用	5,447	8,134
資金調達費用	133	118
預金利息	128	114
給付補償金繰入額	2	1
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	1	1
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	447	425
その他業務費用	131	161
経費	4,366	4,322
その他経常費用	368	3,106
貸倒引当金繰入額	198	2,926
その他の経常費用	169	179
経常利益又は経常損失(△)	380	△ 2,172
特別利益	0	15
固定資産処分益	0	3
その他の特別利益	—	12
特別損失	46	173
固定資産処分損	21	41
減損損失	24	3
その他の特別損失	—	128
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	334	△ 2,330
法人税、住民税及び事業税	150	111
法人税等調整額	△ 4	△ 71
法人税等合計	146	40
当期純利益又は当期純損失(△)	187	△ 2,371
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	187	△ 2,371

●連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	25,088	25,247
利益剰余金増加高	187	16
親会社株主に帰属する当期純利益	187	—
その他	—	16
利益剰余金減少高	28	2,400
親会社株主に帰属する当期純損失	—	2,371
配当金	28	29
その他	—	—
利益剰余金期末残高	25,247	22,862

●連結の種類別セグメント情報

連結会社は、信用金庫周辺業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

●連結リスク管理債権と引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	2019年度	502	111	390 100.00
	2020年度	1,087	123	964 100.00
延滞債権	2019年度	8,341	3,144	3,847 83.81
	2020年度	13,023	6,152	5,568 89.99
3カ月以上延滞債権	2019年度	63	57	10 107.76
	2020年度	26	25	4 112.30
貸出条件緩和債権	2019年度	1,656	779	277 63.78
	2020年度	1,476	759	235 67.41
合 計	2019年度	10,564	4,093	4,525 81.58
	2020年度	15,613	7,060	6,772 88.59

(注) 1. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「担保・保証(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

3. 「貸倒引当金(C)」は、「破綻先債権」および「延滞債権」の未保全部分に対して計上している個別貸倒引当金と、「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

連結財務諸表の作成方針および注記事項

[1]連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
(1) 連結される子会社及び子法人等 1社
会社名 株式会社べっしん総合サービス
(2) 非連結の子会社及び子法人等 0社
2. 持分法の適用に関する事項
(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
(2) 持分法適用の関連法人等 0社
(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
(4) 持分法適用の関連法人等 0社
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
株式会社べっしん総合サービス…3月末
4. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項
償却対象ののれんおよび負ののれん残高はありません。
5. 剰余金処分方式等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。
- (2)連結貸借対照表の注記**
1. 記載額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単純運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 12年～50年
その他 3年～20年
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、「リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外貨資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貨資産・負債はありません。
8. 当金庫の貸倒引当金は、定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、以後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部等が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監査部門が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は10万円であります。
- 連結される子会社及び子法人等に貸倒引当金はありません。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 遺職給付債務の算定期にあたり、遺職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。
- 過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により分割した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
- 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合を支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しております。当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛け金等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
年金資産の額 1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低貯蓄準備金の額との合計額 1,718,649百万円
差引額 △ 142,668百万円
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛け金拠出割合
(令和2年3月31日現在) 0.3381%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該債務に充てられる特別掛金63百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け金を掛け金拠出時の標準償給との額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 眠眠預金払戻済引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 個別消失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 店舗取崩損失引当金は、店舗の取崩が決定している費用の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。
16. 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
17. 当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は、従来、税込方式によっておりましたが、当連結会計年度より税抜方式へと変更いたしました。この変更は翌連結会計年度から適用される収益認識会計基準への対応を図るために行ったものであります。この変更により経常利益及び税引前当期純利益は17百万円減少しております。
- なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
- また、連結される子会社(株式会社べっしん総合サービス)の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
18. 表示方法の変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

[2]重要な会計上の見積り

19. 重要な会計上の見積りに関する事項
会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 7,691百万円
- 貸主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価設定し、新型コロナウイルス感染症の収束時期等については正常化し今後3年程度要するものとした仮定を設けております。
- なお、個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
20. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 201百万円
21. 有形固定資産の減価償却累積額 4,049百万円
22. 有形固定資産の圧縮記帳額 527百万円
23. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,087百万円、延滞債権額は13,023百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延または不能であることを未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債権を行った部分を除く)、「以下未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
24. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は26百万円であります。
- なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で確認先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は1,476百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,613百万円であります。
- なお、23.から26.に掲げる債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会「会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年1月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した歩合元本金額のうち、連続貸借対照表上額は、140百万円であります。
28. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引手手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面額は980百万円であります。
29. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
有価証券 2,000百万円
担保資産に応する債務
借用金 2,000百万円
上記のほか、為替済金、日銀歳入代理店取引等の取引の担保として、有価証券1,000百万円及び預け金(定期預金)8,041百万円を差し入れております。
30. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第43号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行なう。評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行なった年月日 平成11年3月31日
- 同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価法第16条に規定する地価地図の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、(実行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行なって算出しております。
- 同法第10条に定める再評価を行なった事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価による賃貸額の合計額との差額 △2,000百万円
31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は760百万円であります。
32. 出資1口当たりの純資産額 872円15銭
33. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理
(i) 信用リスクの管理
当金庫グループは、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」および「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部のほか融資部により行われております。
- 信用リスク管理状況については、当金庫グループの与信状況および大口と信手式によるリスク管理であります。
日常的に与信管理部による再評価を行なう。評価差額については、当金庫グループの与信状況および大口と信手式によるリスク管理であります。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
- (ii) 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMにおいて規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認。今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には資金運用部において金利変動及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関する、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行なっております。
- (iv) 市場リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行なっており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、信格変動リスクを把握しております。
これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」「うち債券、投資信託」の一部、「貸出金」及び「預金積立」であります。
当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、金利が1%(100BP:100ベーシスポイント)上昇した際の経済価値の変動を市場リスクとし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利定期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものを想定した場合の経済価値は、5,469百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しております。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- (vi) 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明			
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。			
なお、一部の金融商品については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。			
34. 金融商品の時価等に関する事項			
令和3年3月31日における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。			
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。			
(単位:百万円)			
	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金（*1）	110,810	111,023	212
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	6,732	6,796	64
その他有価証券	127,326	127,326	—
(3) 貸出金（*1）	208,206	—	
貸倒り当金（*2）	△7,691	—	
	200,514	201,593	1,078
金融資産計	445,384	446,740	1,355
(1) 預金積金（*1）	422,330	422,506	175
金融負債計	422,330	422,506	175

（*1）現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒り当金及び個別貸倒り当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（1）現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、帳簿価格を時価とみなしております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については35.から39.に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒り当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒り当金を控除した額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間にに基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしておきます。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利で用いております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表上額は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	83
組合出資金（*2）	14
合 計	97

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることがから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	48,940	33,000	—	24,800
有価証券	15,309	34,074	35,064	44,902
満期保有目的の債券	2,685	3,614	332	100
その他有価証券のうち	12,623	30,460	34,731	44,802
満期があるもの	35,640	68,959	52,010	40,079
合 計	99,890	136,034	87,074	109,782

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	361,139	61,128	20	42
合 計	361,139	61,128	20	42

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、39.まで同様であります。

売買目的有価証券

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	—

満期保有目的の債券

種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—
	地方債	1,000	1,005
	短期社債	—	—
	社債	4,526	4,564
	その他	299	320
	小 計	5,826	5,890
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—
	地方債	—	—
	短期社債	—	—
	社債	804	804
	その他	101	101
	小 計	906	905
合 計		6,732	6,796
			64

その他有価証券

種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	864	622
	債券	72,176	70,953
	国債	14,018	13,628
	地方債	28,735	28,310
	短期社債	—	—
	社債	29,422	29,014
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	その他	13,117	11,960
	小 計	86,158	83,536
	株式	125	132
	債券	30,262	30,664
	国債	12,431	12,625
	地方債	5,666	5,702
合 計		41,168	42,017
		127,326	125,554
			1,772

36. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

37. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	107	9
債券	85	—
国債	—	—
地方債	—	—
短期社債	—	—
社債	85	—
その他	989	167
合 計	1,181	176
		134

38. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、保有目的を変更した有価証券はありません。

39. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なもの）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます）しております。

当連結会計年度中にその他有価証券で時価のあるもののうち、減損処理を行った有価証券（社債）は66百万円であります。

40. 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託	連結貸借対照表上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	181	△0

41. 貸貸等不動産の状況に関する事項

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

42. 貸貸等不動産の時価に関する事項

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

43. 当座貸越契約及び貸付金によるコントライン・マイナは、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、将来的に影響を与えるものではありません。このうち契約残存期間が1年以内のものが10,480百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連絡される子会社及び子法人等による影響を与えるものではありません。これら契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の事由があるときには、当金庫並びに連絡される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	2,453百万円
年金資産（時価）	△2,624
未積立退職給付債務	△170
未認識数理計算上 の差異	136
連結貸借対照表上額の純額	△33
退職給付に係る資産	33
退職給付に係る負債	—

（3）連結損益計算書の注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益額 △79円70銭

3. 役務取扱費用には信託保証料 339,620千円を含んでおります。

4. 当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失(千円)
大分県別府市	遊休店舗	土地	—
		建物	3,738
		リース資産	—
		その他の有形固定資産	152
合 計			3,891

資産のグループ化は、事業用資産については母店制に基づく営業店（出張所を含む）単位で、遊休資産については個別物件単位で行っております。

當業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている営業店や土地の時価の下落が著しい営業店及び遊休資産等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額が使用価値の場合は将来キャッシュ・フローを0.2%の割引率で割り引いて計算しております。回収可能価額が正味残却価額の場合は、不動産鑑定評価に基づいて算定しております。

5. その他の特別利益は、資産除去債務入益です。

6. その他の特別損失は、店舗取崩損失引当金の繰入106百万円及び土地の寄贈22百万円です。

報酬体系について

- 対象役員
- 報酬体系の概要、2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、単体での開示内容と重複しておりますので、33ページをご参照ください。
- なお、「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。
- 対象職員等
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、33ページに記載したものの他に、当金庫の主要な連結子法人等の役員職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者を含みます。
- なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
- 主要な連結子法人等とは、当金庫の主要な連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 - なお、2020年度においては、該当する会社はありませんでした。

バーゼルⅢ 第3の柱による開示

定性的な開示事項(単体・連結ベース)

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資

発行主体:大分みらい信用金庫
コア資本に係る基礎項目に算入された額:1,497百万円

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫単体および連結子会社である株式会社べっしん総合サービスとも、これまで業務推進を通じて得られた利益を主な源として資本の積み上げ等を行って自己資本の充実を図ってきました。

自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回る水準を達成しており、健全性を維持しております。

3.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、貸出金や利息等が期日に返済されず、当金庫が損失を被るリスクです。回収利息等の減少や回収不能が生じた場合、最も経営に影響を与えるリスクの一つです。

当金庫では、金庫全体のリスク管理の方針等を定めた「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき主管部を定め、このリスクを管理・統制することに主眼を置き、「信用リスク管理基本方針」、「信用リスク管理規程」、「市場リスク管理基本方針」、「市場リスク管理規程」などの規程等を整備し、厳格な牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方を「クレジットポリシー」として定め、社会常識を踏まえた健全な倫理観に基づき、与信取引に係る行動と判断を行うよう周知徹底を図っています。

貸出金等の信用リスク管理状況につきましては、信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っています。また、信用リスク管理の高度化や信用リスクの計量化などについては、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議・検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に付議・報告する態勢を整備し、適切な与信管理態勢の構築に努めています。

貸倒引当金の算定については、「資産の自己査定基準」および「資産の償却・引当基準」に基づき、債務者区分ごとに算出しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先の引当金については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先の引当金については、未保全額に対して貸倒実績率(ただし、当金庫は下限を設けています。)を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先の引当金については、未保全額の全額を引当しています。その結果については、会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2)信用リスク・アセット額の算出に使用する手法等

当金庫は、信用リスク・アセットの算出において、標準的手法を採用しています。

なお、リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関です。エクスポートジャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を言い、具体的には、不動産や預金などの担保、信用保証協会、保証会社や人的保証による保証などがあります。

しかし、これはあくまでも補完的な措置であり、ご融資の際は、「貸出事務取扱規程」等に基づき、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の考え方など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、融資審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分なご説明とご理解をいただいた上で、ご契約をするなど適切な取り扱いに努めています。

信用リスク削減手法としては、「適格金融資産担保」、「自金庫預金との相殺」、「保証等」を用いることとしています。

「適格金融資産担保」については、当金庫では、預金を担保とした取引があります。預金担保処分については、「預金担保差入証」に記載し、適正な手続きを行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合がありますが、当金庫が定める「各種約定書」や「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートジャーの種類に偏ることのないように努めています。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫においては、有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の一部に裏付資産として派生商品取引があったもので、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておらず、これらの取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要についての取り決め等は行っておりません。

6.証券化エクスポートに関する事項

有価証券投資の一環として購入した投資家としての証券化エクスポートを保有していますが、再証券化エクスポートは保有しておりません。

7.オペレーション・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクとは、「金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク」です。

当金庫では、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」により、以下の各リスクおよびその主管部を定め、それぞれのリスクについて管理を行っています。

また、連結子会社1社のオペレーション・リスクの管理についても、「リスク管理基本方針」をはじめとした諸規程を準用するなどしており、当金庫に準じたリスク管理態勢となっています。

●法務リスク

当金庫およびその役職員が遵守すべき法令等を逸脱し、結果的に経営の健全性や適切性を損なうリスクです。

●コミュニケーションリスク

お客さま、マスコミ、業界等外部のステークホルダー(利害関係者)とのコミュニケーションギャップにより被る外部コミュニケーションリスクと、当金庫の役職員やその家族等内部の関係者とのコミュニケーションギャップによって被る内部コミュニケーションリスクがあります。

●事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。

●偶発事故リスク

地震、風水害、火災、爆発物の爆発、強窃盗、騒乱、停電、交通事故等の偶発事故により損失を被るリスクです。

●システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。

●評判リスク

当金庫や他の金融機関の資産の健全性、収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性などの内容劣化から、当金庫や他金融機関への安心度・親密度が失われることにより評判が低下して損失を被るリスクです。

(2)オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法

当金庫は、基礎的手法を採用しています。

8.出資等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等又は株式等エクスポート」にあたるものとしては、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業有限責任組合への出資金等が該当します。

当金庫では、「市場リスク」の一部として管理・統制することに主眼を置き、「市場リスク管理基本方針」「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備し、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。なお、「市場リスク」とは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

具体的には、上場株式、上場優先出資証券等にかかるリスクの認識については、時価評価および日経平均株価の変動率に応じたリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、「市場リスク管理規程」に定められたリスク限度枠等の遵守状況を定期的にALM会議(常勤理事会)などの経営会議へ付議または報告を行っています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他投資事業有限責任組合への出資金等に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、ALM会議(常勤理事会)などの経営会議へ付議または報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

9.金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度等の計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

①流動性預金に割当てられた金利改定の平均満期

平均満期は4.6年です。

②流動性預金に割当てられた最長の金利改定満期

金利改定満期は10年です。

③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

コア預金とは、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金であり、市場金利に変動が生じた場合においても金利改定が行われる可能性の低い部分を指します。当金庫では、過去の流動性預金残高の推移や市中金利に対する当金庫預金金利の追随率を考慮した内部モデルにより要求預金の実質的な滞留期間を算出し、銀行勘定の金利リスク量を計算しています。なお、モデルの推計値については、バックテスト等による検証を行っています。

④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨ごとに算出した金利リスクの正值を単純合算しております。

⑥スプレッドに関する前提

スプレッドは考慮しておりません。

⑦内部モデルの使用等、△EVEと△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルはコア預金以外考慮していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の△EVEは5,469百万円となり、前期末より増加。△NIIについても53百万円となり前期末より増加。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の自己資本額に対する△EVEの比率は20%を上回る水準となっていますが、金利リスクが顕在化した場合においても、当金庫の自己資本額は国内基準金融機関に必要とされる自己資本比率4%の3倍を維持しており、最低所要自己資本額を上回る十分な余裕額を確保しているものと認識しています。

(3)自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、有価証券の金利リスクをVaR、債券の金利リスクは100BPVを用いて算出しています。有価証券のVaRは、分散共分散法を採用し、観測期間を1年間、保有期間250日、信頼区間99.0%としています。

10.連結の範囲に関する事項

(1)自己資本比率告示第3条に規程する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

該当ありません。

(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

37ページをご覧ください。

(3)自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

(4)信用金庫法(昭和26年法律第238号。以下この号において「法」という)第54条の21号第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社であって、会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属していない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

(5)連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

〈単体における開示〉

自己資本の構成に関する開示事項

●自己資本比率

(単位:百万円、%)

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,623	24,258
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,476	1,497
うち、利益剰余金の額	25,177	22,791
うち、外部流出予定額(△)	29	29
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	717	1,065
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	717	1,065
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	122	88
コア資本に係る基礎項目の額 (1)	27,463	25,412
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	104	93
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	104	93
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	30	28
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (2)	135	122
自己資本		
自己資本の額 (1) - (2) (1)	27,327	25,290
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	191,348	186,208
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 747	△ 769
うち、他の金融機関等向けエクスポートヤー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	678	655
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,809	9,590
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (2)	201,158	195,799
自己資本比率		
自己資本比率 (1) / (2)	13.58%	12.91%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	191,348	7,653	186,208	7,448
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	185,826	7,433	180,579	7,223
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,221	48	1,089	43
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,277	811	22,801	912
法人等向け	61,798	2,471	55,153	2,206
中小企業等向け及び個人向け	59,995	2,399	57,820	2,312
抵当権付住宅ローン	2,777	111	2,597	103
不動産取得等事業向け	20,136	805	20,876	835
3カ月以上延滞等	445	17	426	17
取立未済手形	12	0	11	0
信用保証協会等による保証付	1,421	56	3,040	121
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,014	40	866	34
出資等のエクスポージャー	1,014	40	866	34
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	16,726	669	15,896	635
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	1,992	79	1,992	79
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	266	10	433	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	12,091	483	11,095	443
②証券化エクspoージャー	—	—	100	4
証券化	STC要件適用分	—	100	4
	非STC要件適用分	—	—	—
	再証券化	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	6,266	250	6,296	251
ルック・スルー方式	6,266	250	6,296	251
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	678	27	655	26
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	2	0	1	0
口.オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,809	392	9,590	383
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	201,158	8,046	195,799	7,831

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

6.2019年度に開示した①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクspoージャーのうち、一部の「リスク・アセット」および「所要自己資本額」を③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーの「ルック・スルー方式」に修正計上いたしました。

また、②証券化エクspoージャーの「証券化(非STC要件適用分)」についても③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーの「ルック・スルー方式」に修正計上いたしました。なお、全体のリスク・アセット合計額に変更はございません。

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高						3カ月以上延滞 エクspoージャー		
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	
国内	415,688	447,005	204,521	214,801	102,477	107,949	—	—	1,836 1,834
国外	17,399	17,832	—	—	10,449	10,093	—	—	—
地域別合計	433,088	464,838	204,521	214,801	112,927	118,042	—	—	1,836 1,834
製造業	20,388	18,920	8,733	9,771	11,459	8,953	—	—	77 32
農業、林業	526	573	476	523	50	50	—	—	0
漁業	34	28	34	28	—	—	—	—	0 0
鉱業、採石業、砂利採取業	110	115	110	115	—	—	—	—	—
建設業	20,503	24,256	20,153	24,006	350	250	—	—	115 105
電気・ガス・熱供給・水道業	6,651	6,753	2,090	1,993	4,499	4,698	—	—	—
情報通信業	1,705	1,360	1,070	926	451	250	—	—	—
運輸業、郵便業	9,847	9,516	3,356	3,531	6,457	5,952	—	—	—
卸売業、小売業	19,720	21,579	17,309	19,382	2,257	2,154	—	—	427 367
金融業、保険業	111,982	127,307	2,158	2,060	16,861	16,058	—	—	—
不動産業	45,201	43,775	41,739	41,050	3,450	2,712	—	—	784 163
物品販賣業	324	325	324	325	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	980	975	980	975	—	—	—	—	—
宿泊業	9,676	11,091	9,676	11,091	—	—	—	—	684
飲食業	6,590	7,718	6,590	7,718	—	—	—	—	187 131
生活関連サービス業、娯楽業	6,776	7,248	6,773	7,245	—	—	—	—	18 8
教育、学習支援業	970	1,064	970	1,064	—	—	—	—	23 22
医療、福祉	7,769	7,790	7,769	7,790	—	—	—	—	0 156
その他のサービス	13,085	14,162	12,691	13,768	350	350	—	—	56 35
国・地方公共団体等	80,900	90,773	14,160	14,162	66,740	76,611	—	—	—
個人	47,351	47,268	47,351	47,268	—	—	—	—	145 125
その他	21,991	22,230	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	433,088	464,838	204,521	214,801	112,927	118,042	—	—	1,836 1,834
1年以下	112,419	85,615	28,313	23,313	15,513	14,408	—	—	—
1年超3年以下	49,973	64,836	14,272	14,733	20,596	10,507	—	—	—
3年超5年以下	32,317	40,566	17,847	17,911	12,760	18,628	—	—	—
5年超7年以下	35,947	28,503	19,399	16,365	11,162	8,032	—	—	—
7年超10年以下	54,063	73,621	31,633	47,644	20,706	24,551	—	—	—
10年超	124,255	135,939	91,973	93,934	32,187	41,914	—	—	—
期間の定めのないもの	24,111	35,754	1,081	898	—	—	—	—	—
残存期間別合計	433,088	464,838	204,521	214,801	112,927	118,042	—	—	—

(注) 1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2.「3カ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。

具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4.CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製造業	177	159	159	603	—	—	177	159	159	603
農業、林業	0	0	0	12	—	—	0	0	0	12
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	123	134	134	185	21	21	102	112	134	185
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	103	—	—	—	—	103	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	303	336	336	488	—	—	303	336	336	488
卸売業、小売業	510	627	627	889	—	78	510	549	627	889
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	724	723	723	810	—	80	724	642	723	810
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	0	0	22	—	—	1	0	0	22
宿泊業	1,111	1,223	1,223	1,715	—	—	1,111	1,223	1,223	1,715
飲食業	236	209	209	437	—	72	236	136	209	437
生活関連サービス業、娯楽業	545	529	529	845	—	—	545	529	529	845
教育、学習支援業	15	19	19	18	—	—	15	19	19	18
医療、福祉	81	119	119	208	—	—	81	119	119	208
その他のサービス	73	77	77	128	0	—	73	77	77	128
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	178	153	153	185	10	—	168	153	153	185
合計	4,084	4,314	4,314	6,656	31	253	4,052	4,061	4,314	6,656
									88	18

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

八.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	767	703	—	767
	2020年度	703	1,035	—	1,035
個別貸倒引当金	2019年度	4,084	4,314	31	4,052
	2020年度	4,314	6,656	253	4,061
合計	2019年度	4,851	5,018	31	4,819
	2020年度	5,018	7,691	253	4,764

二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,340	78,540	984	93,407
10%	—	26,957	—	41,765
20%	107,904	3,073	118,818	2,924
35%	—	8,095	—	7,588
50%	39,493	1,751	38,208	1,773
75%	—	71,448	—	69,042
100%	5,949	87,207	4,934	83,991
150%	—	120	—	137
250%	—	1,190	—	1,260
350%	—	—	—	0
その他	—	15	—	—
合計	154,687	278,400	162,945	301,892

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位:百万円)

信用リスク 削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・ デリバティブ	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	1,694	1,459	22,068	22,379	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	カレントエクspoージャー方式	カレントエクspoージャー方式	カレントエクspoージャー方式	カレントエクspoージャー方式
与信相当額の算出に用いる方式	—	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額	—	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
①派生商品取引合計	583	523	583	523
(i)外国旗为替関連取引	341	283	341	283
(ii)金利関連取引	106	116	106	116
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	135	116	135	116
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	5	—	5
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	583	523	583	523

(注) 1.有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の裏付資産として発生したもので、グロス再構築コストの額は算出できません。

2.担保による信用コスト削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載しておりません。

●出資等エクspoージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	5,599	5,599	5,766	5,766
非上場株式等	1,853	1,853	1,843	1,843
合計	7,452	7,452	7,609	7,609

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.「上場株式等」には、上場優先出資証券および投資信託の裏付資産のうち、「出資等エクspoージャー」に該当するものを含んでおります。

3.「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、子会社株式および関連会社株式、その他資産の出資金等を含んでおります。

ロ.出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	売却益	売却損	償却	—
売却益	14	6	0	—
売却損	—	—	—	—
償却	—	—	—	—

(注) 投資信託の裏付資産のうち、「出資等エクspoージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	評価損益	△31	246	—

(注) 投資信託の裏付資産のうち、「出資等エクspoージャー」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	評価損益	—	—	—

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番	IRRBB: 金利リスク			
	イ. ΔEVE		ハ. ΔNII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	5,103	3,248	53	0
2 下方パラレルシフト	0	0	38	27
3 ステイプル化	5,469	3,837	—	—
4 フラット化	—	—	—	—
5 短期金利上昇	—	—	—	—
6 短期金利低下	—	—	—	—
7 最大値	5,469	3,837	53	27
8 自己資本の額	—	—	25,290	27,327

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号による改正を受け、2019年3月末からΔEVEを開示しており、2020年3月末よりΔNIIを開示しております。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	—	13,249	13,232
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—	—	—

(注) 2019年度に開示した「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項」において、P46の「自己資本の充実度に関する事項」での修正計上がったため、本項についても修正計上いたしました。

●証券化エクスポートージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ.投資家の場合

①保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポートージャー(再証券化エクスポートージャーを除く)

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートージャーの額	—	—	—	100
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	100

b.再証券化エクスポートージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポートージャー(再証券化エクスポートージャーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポートージャー残高				所要自己資本の額			
	2019年度		2020年度		2019年度		2020年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	100	—	—	—	—	4
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	100	—	—	—	4

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポートージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポートージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2.[1,250%]欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポートージャー

該当ありません。

(注) 2019年度に開示した「証券化エクスポートージャーに関する事項 ロ.投資家の場合 ①保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳、②保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等」において、P46の「自己資本の充実度に関する事項」での修正計上があったため、本項についても修正計上いたしました。

〈連結における開示〉

自己資本の構成に関する開示事項

●連結自己資本比率

(単位:百万円、%)

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,694	24,330
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,476	1,497
うち、利益剰余金の額	25,247	22,862
うち、外部流出予定額(△)	29	29
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	717	1,065
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	717	1,065
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	122	88
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (1)	27,533	25,484
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	104	93
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	104	93
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	30	28
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	135	122
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	27,397	25,362
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	191,337	186,197
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 747	△ 769
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	678	655
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,907	9,688
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	201,244	195,886
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	13.61%	12.94%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

●自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	191,337	7,653	186,197	7,447
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	185,815	7,432	180,569	7,222
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,221	48	1,089	43
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,277	811	22,801	912
法人等向け	61,798	2,471	55,153	2,206
中小企業等向け及び個人向け	59,995	2,399	57,820	2,312
抵当権付住宅ローン	2,777	111	2,597	103
不動産取得等事業向け	20,136	805	20,876	835
3カ月以上延滞等	445	17	426	17
取立て未済手形	12	0	11	0
信用保証協会等による保証付	1,421	56	3,040	121
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,004	40	856	34
出資等のエクスポージャー	1,004	40	856	34
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	16,725	669	15,895	635
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	1,992	79	1,992	79
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	274	10	437	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	12,083	483	11,090	443
②証券化エクspoージャー	—	—	100	4
証券化	—	—	100	4
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	6,266	250	6,296	251
ルック・スルー方式	6,266	250	6,296	251
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	678	27	655	26
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	2	0	1	0
ロ.オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,907	396	9,688	387
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	201,244	8,049	195,886	7,835

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4.当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しております。

(オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5.連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

6.2019年度に開示した①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクspoージャーのうち、一部の「リスク・アセット」および「所要自己資本額」を③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーの「ルック・スルー方式」に修正計上いたしました。

また、②証券化エクspoージャーの「証券化(非STC要件適用分)」についても③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーの「ルック・スルー方式」に修正計上いたしました。なお、全体のリスク・アセット合計額に変更はございません。

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクspoージャー区分		信用リスクエクspoージャー期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3カ月以上延滞 エクspoージャー	
			2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
	国内	415,673	446,992	204,521	214,801	102,477	107,949	—	—	—	1,836	1,834
国外	17,399	17,832	—	—	10,449	10,093	—	—	—	—	—	—
地域別合計	433,072	464,825	204,521	214,801	112,927	118,042	—	—	—	1,836	1,834	—
製造業	20,388	18,920	8,733	9,771	11,459	8,953	—	—	—	77	32	—
農業、林業	526	573	476	523	50	50	—	—	—	0	—	—
漁業	34	28	34	28	—	—	—	—	—	0	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	110	115	110	115	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	20,503	24,256	20,153	24,006	350	250	—	—	—	115	105	—
電気・ガス・熱供給・水道業	6,651	6,753	2,090	1,993	4,499	4,698	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,705	1,360	1,070	926	451	250	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	9,847	9,516	3,356	3,531	6,457	5,952	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	19,720	21,579	17,309	19,382	2,257	2,154	—	—	—	427	367	—
金融業、保険業	111,982	127,307	2,158	2,060	16,861	16,058	—	—	—	—	—	—
不動産業	45,201	43,775	41,739	41,050	3,450	2,712	—	—	—	784	163	—
物品賃貸業	324	325	324	325	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	980	975	980	975	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	9,676	11,091	9,676	11,091	—	—	—	—	—	—	684	—
飲食業	6,590	7,718	6,590	7,718	—	—	—	—	—	187	131	—
生活関連サービス業、娯楽業	6,776	7,248	6,773	7,245	—	—	—	—	—	18	8	—
教育、学習支援業	970	1,064	970	1,064	—	—	—	—	—	23	22	—
医療、福祉	7,769	7,790	7,769	7,790	—	—	—	—	—	0	156	—
その他のサービス	13,070	14,149	12,691	13,768	350	350	—	—	—	56	35	—
国・地方公共団体等	80,900	90,773	14,160	14,162	66,740	76,611	—	—	—	—	—	—
個人	47,351	47,268	47,351	47,268	—	—	—	—	—	145	125	—
その他	21,991	22,230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	433,072	464,825	204,521	214,801	112,927	118,042	—	—	—	1,836	1,834	—
1年以下	112,419	85,615	28,313	23,313	15,513	14,408	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	49,973	64,836	14,272	14,733	20,596	10,507	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	32,317	40,566	17,847	17,911	12,760	18,628	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	35,947	28,503	19,399	16,365	11,162	8,032	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	54,063	73,621	31,633	47,644	20,706	24,551	—	—	—	—	—	—
10年超	124,255	135,939	91,973	93,934	32,187	41,914	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	24,096	35,741	1,081	898	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	433,072	464,825	204,521	214,801	112,927	118,042	—	—	—	—	—	—

(注) 1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2.「3カ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。

具体的には現金、有形固定資産、継延税金資産等が含まれます。

4.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他		2019年度		2020年度	2020年度
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製造業	177	159	159	603	—	—	177	159	159	603	—	13
農業、林業	0	0	0	12	—	—	0	0	0	12	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	123	134	134	185	21	21	102	112	134	185	50	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	103	—	—	—	—	—	103	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	303	336	336	488	—	—	303	336	336	488	—	—
卸売業、小売業	510	627	627	889	—	78	510	549	627	889	4	4
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	724	723	723	810	—	80	724	642	723	810	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	0	0	22	—	—	1	0	0	22	—	—
宿泊業	1,111	1,223	1,223	1,715	—	—	1,111	1,223	1,223	1,715	—	—
飲食業	236	209	209	437	—	72	236	136	209	437	6	—
生活関連サービス業、娯楽業	545	529	529	845	—	—	545	529	529	845	—	—
教育、学習支援業	15	19	19	18	—	—	15	19	19	18	—	—
医療、福祉	81	119	119	208	—	—	81	119	119	208	—	—
その他のサービス	73	77	77	128	0	—	73	77	77	128	25	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	178	153	153	185	10	—	168	153	153	185	1	—
合計	4,084	4,314	4,314	6,656	31	253	4,052	4,061	4,314	6,656	88	18

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ハ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び 期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	767	703	—	767
	2020年度	703	1,035	—	703
個別貸倒引当金	2019年度	4,084	4,314	31	4,052
	2020年度	4,314	6,656	253	4,061
合計	2019年度	4,851	5,018	31	4,819
	2020年度	5,018	7,691	253	4,764

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,340	78,540	984	93,407
10%	—	26,957	—	41,765
20%	107,904	3,073	118,818	2,924
35%	—	8,095	—	7,588
50%	39,493	1,751	38,208	1,773
75%	—	71,448	—	69,042
100%	5,949	87,189	4,934	83,976
150%	—	120	—	137
250%	—	1,193	—	1,262
350%	—	—	—	0
その他	—	15	—	—
合計	154,687	278,385	162,945	301,879

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関連工
クスポージャーは含まれておません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位:百万円)

信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・ デリバティブ		
	ポートフォリオ	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減 手法が適用された エクspoージャー	1,694	1,459	22,068	22,379	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の

取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

			2019年度		2020年度	
	与信相当額の算出に用いる方式	グロス再構築コストの額の合計額	カレントエクspoージャー方式	カレントエクspoージャー方式	—	—
グロス再構築コストの額の合計額	—	—	—	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計 額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の 与信相当額を差し引いた額	—	—	—	—	—	—

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
①派生商品取引合計	583	523	583	523
(i)国外為替関連取引	341	283	341	283
(ii)金利関連取引	106	116	106	116
(iii)金利連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	135	116	135	116
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	5	—	5
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	583	523	583	523

(注) 1.有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の裏付資産として発生したもので、グロス再
構築コストの額は算出できません。

2.担保による信用コスト削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載してお
いません。

●出資等エクspoージャーに関する事項

イ.連結貸借対照表上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2019年度		2020年度	
	連結貸借 対照表計上額	時価	連結貸借 対照表計上額	時価
上場株式等	5,599	5,599	5,766	5,766
非上場株式等	1,843	1,843	1,833	1,833
合計	7,442	7,442	7,599	7,599

(注) 1.連結貸借対照表上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.「上場株式等」には、上場優先出資証券および投資信託の裏付資産のうち、「出資等エクspoージャー」に該当するものを含んでおります。

3.「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、その他資産の出資金等を含んで
おります。

ロ.出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
売却益			14	9
売却損			6	43
償却			0	—

(注) 投資信託の裏付資産のうち、「出資等エクspoージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

ハ.連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識され ない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
評価損益			△31	246

(注) 投資信託の裏付資産のうち、「出資等エクspoージャー」に該当する評価損益を把握することが
困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

二.連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識され ない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
評価損益			—	—

(注) 評価損益の額を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番	IRRBB: 金利リスク			
	イ		ロ	
	△EVE		△NII	
当期末	前期末	当期末	前期末	当期末
1 上方パラレルシフト	5,103	3,248	53	0
2 下方パラレルシフト	0	0	38	27
3 スティープ化	5,469	3,837	—	—
4 フラット化	—	—	—	—
5 短期金利上昇	—	—	—	—
6 短期金利低下	—	—	—	—
7 最大値	5,469	3,837	53	27
8 自己資本の額		25,290	—	27,327

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号による改正を受け、
2019年3月末から△EVEを開示しており、2020年3月末より△NIIを開示しております。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクspoージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー			13,249	13,232
マンデート方式を適用するエクspoージャー			—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー			—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー			—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー			—	—

(注) 2019年度に開示した「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項」において、P51の「自己資本の充実度に関する事項」での修正計上があったため、本項についても修正計上いたしました。

(注) 1.有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の裏付資産として発生したもので、グロス再
構築コストの額は算出できません。

2.担保による信用コスト削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載してお
いません。

●証券化エクスポートジャーリーに関する事項

イ.連結グループがオリジネーターの場合

該当ありません。

ロ.連結グループが投資家の場合

①保有する証券化エクスポートジャーリーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポートジャーリー(再証券化エクスポートジャーリーを除く)

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートジャーリーの額	—	—	100	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	100	—

b.再証券化エクスポートジャーリー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポートジャーリーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポートジャーリー(再証券化エクスポートジャーリーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポートジャーリー残高				所要自己資本の額			
	2019年度		2020年度		2019年度		2020年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	100	—	—	—	4	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	100	—	—	—	4	—

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポートジャーリー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポートジャーリー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2.[1,250%]欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポートジャーリー

該当ありません。

(注) 2019年度に開示した「証券化エクスポートジャーリーに関する事項」ロ.投資家の場合 ①保有する証券化エクスポートジャーリーの額及び主な原資産の種類別の内訳、②保有する証券化エクスポートジャーリーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等において、P51の「自己資本の充実度に関する事項」での修正計上があったため、本項についても修正計上いたしました。

2020年度 開示項目一覧 I

●信用金庫法施行規則第132条・133条、金融再生法第7条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づく記載事項一覧

■単体ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第132条等における規定)

1.金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織 24

(2)理事・監事の氏名及び役職名 24

(3)会計監査人の氏名又は名称 24

(4)事務所の名称及び所在地 20~21

2.金庫の主要な事業の内容 28

3.金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況 4~5・29

(2)直近の5事業年度における主要な事業の

状況を示す指標 34

①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又

は当期純損失 ④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額

⑥総資産額 ⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券

残高 ⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫役員数

⑬職員数 ⑭会員数

(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

①主要な業務の状況を示す指標

イ.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コ

ア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除

く) 34

ロ.資金運用収支、役務取引等収支

及びその他業務収支 34

ハ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、

利回り及び資金利鞘 34

二.受取利息及び支払利息の増減 34

ホ.総資産経常利益率 34

ヘ.総資産当期純利益率 34

②預金に関する指標

イ.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の

平均残高 35

ロ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の

区分ごとの定期預金の残高 35

③貸出金等に関する指標

イ.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の

平均残高 35

ロ.固定金利及び変動金利の区分ごとの

貸出金の残高 35

ハ.担保の種類別の貸出金残高及び

債務保証見返額 35

二.使途別の貸出金残高 35

ホ.住宅ローン及び消費者ローンの残高 35

ヘ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に

占める割合 35

ト.預貸率の期末値及び期中平均値 35

④有価証券に関する指標

イ.商品有価証券の種類別の平均残高 36

ロ.有価証券の種類別の残存期間別の残高 36

ハ.有価証券の種類別の平均残高 36

ニ.預証率の期末値及び期中平均値 36

4.金庫の事業の運営に関する事項

(1)リスク管理の体制 13・42~44

(2)法令遵守の体制 14~16

(3)「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み 7

(4)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための

取組の状況 8~12

(5)金融ADR制度への対応 15

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金

処理計算書 30~33

(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 6

①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸

出金 ③3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金

(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況 5・45~46

(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 36

①有価証券 ②金銭の信託 ③デリバティブ取引

(5)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 34

(6)貸出金償却の額 34

(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 31

6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 33

■金融再生法第7条に基づく開示事項

1.金融再生法第7条に基づく資産査定の結果について 6

■中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づく開示事項

1.金融仲介機能の発揮について 7

2.地域密着型金融の取組状況 8~11

3.地域貢献に関する情報開示 2

4.総代会の機能強化に関する事項 22~23

■連結ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第133条等における規定)

1.金庫及びその子会社等の概況に関する事項

(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 37

(2)金庫の子会社等に関する事項 37

①名称 ②主たる営業所又は事務所の所在地 ③事業の内容 ④設立年月日 ⑤資本金 ⑥金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 ⑦金庫の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

2.金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況 37

(2)直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 37

①連結経常収益 ②連結経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ④連結純資産額 ⑤連結総資産額 ⑥連結自己資本比率

3.金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

(1)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 38~39

(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 39

①破綻先債権に該当する貸出金 ②延滞債権に該当する貸出金 ③3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金

(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況 50~51

(4)金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの 38~39

4.報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 41

2020年度 開示項目一覧 II

●信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づく(連結は規則第133条第1項第3号ハ)、「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の記載事項一覧

■定性的な開示事項(単体・連結ベース)

1.自己資本調達手段の概要	42
2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要	42
3.信用リスクに関する事項	42
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針 及び手続きの概要	42
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに 関するリスク管理の方針及び手続きの概要	43
6.証券化エクスポートージャーに関する事項	43
7.オペレーションル・リスクに関する事項	43
8.出資等エクスポートージャーに関するリスク管理の 方針及び手続きの概要	43
9.金利リスクに関する事項	44
10.連結の範囲に関する事項	44

■自己資本の構成に関する開示事項(単体ベース)	45
-------------------------	----

■定量的な開示事項(単体ベース)

1.自己資本の充実度に関する事項	46
2.信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー 及び証券化エクスポートージャーを除く)	47～48
3.信用リスク削減手法に関する事項	48
4.派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	48
5.証券化エクスポートージャーに関する事項	49
6.出資等エクスポートージャーに関する事項	48
7.リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポートージャーに関する事項	48
8.金利リスクに関する事項	48

■自己資本の構成に関する開示事項(連結ベース)	50
-------------------------	----

■定量的な開示事項(連結ベース)

1.自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融 機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、規制 上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下 回った額の総額	51
2.自己資本の充実度に関する事項	51
3.信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー 及び証券化エクスポートージャーを除く)	52～53
4.信用リスク削減手法に関する事項	53
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	53
6.証券化エクスポートージャーに関する事項	54
7.出資等エクスポートージャーに関する事項	53
8.リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポートージャーに関する事項	53
9.金利リスクに関する事項	53

みらいしんきんの歴史

1922年4月12日、私たちは、大分県で最初の「信用金庫」として産声をあげました。
以来99年、みらいしんきんの歴史は、常に地域と共に歩んでまいりました。
地域に対する想いは、未来永劫、変わることはありません。
これからも、いつまでも…。

みらいしんきんのあゆみ

1922(大正11)年	4月	有限責任別府信用組合設立
1926(15)年	9月	南支店(日本店)開設
1951(昭和26)年	10月	有限責任別府信用組合から別府信用金庫へ改組
1964(39)年	2月	別府信用金庫新本店開設(日本店は「南支店」に)
1976(51)年	11月	別信同友会発足
1982(57)年	12月	別府信用金庫、預金量1,000億円達成
1992(平成 4)年	6月	別府、府内両金庫合併、新生「別府信用金庫」誕生
1994(6)年	3月	第百みらい信金ビル竣工・みらいしんきん研修所「遊心齋」竣工 5月 金庫名を「別府信用金庫」から「大分みらい信用金庫」に改名
1996(8)年	10月	「第33回ヤングコアフェスタ in Beppu KYUSYU」開催
1997(9)年	8月	「府内戦紙」初出場
1998(10)年	6月	第1回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」受賞
2002(14)年	3月	中津信用金庫・佐賀関信用金庫の事業を譲り受け
2004(16)年	3月	大分県警より「こども連絡所・連絡車」指定
2005(17)年	6月	国立大学法人大分大学と連携に関する協定を締結
2007(19)年	11月	創立80周年記念事業で「油屋熊ハブロンズ像」を寄贈(JR別府駅前広場に設置)
2008(20)年	7月	事務センターを新築移転
2010(22)年	6月	新イメージキャラクター「みらっこ」誕生 12月 大地みらい信用金庫(本店:北海道根室市)との交流開始
2012(24)年	4月	創立90周年 8月 「府内戦紙」一等賞受賞
2013(25)年	3月	認知症サポーター全店配置 10月 福岡ひびき信用金庫(本店:福岡県北九州市)、西中国信用金庫(本店:山口県下関市)の3信用金庫間で大規模災害発生時の相互応援に関する覚書を締結 11月 日本政策金融公庫と創業支援に関する業務提携を締結
2014(26)年	3月	大分県中小企業診断士協会と「経営改善センター事業」に関する業務提携を締結 5月 大分県信用金庫協会、大分県内3信用金庫、商工組合中央金庫大分支店との間で業務協力に関する覚書を締結
2015(27)年	11月	大分県中小企業家同友会と業務提携に関する覚書を締結 11月 別府市、宇佐市と地方創生に関する包括連携協定を締結 12月 大分市と地方創生に関する包括連携協定を締結
2016(28)年	1月	中津市と地方創生に関する包括連携協定を締結 2月 豊後高田市、由布市、日出町と地方創生に関する包括連携協定を締結 3月 学校法人別府大学と連携に関する協定を締結 3月 別府竹製品協同組合と業務提携に関する覚書を締結
2017(29)年	7月	大分労働局と包括連携に関する協定を締結
2018(30)年	4月	大分県事業引継ぎ支援センターと業務連携・協力に関する覚書を締結 12月 大分県と大分県内におけるキャッシュレス決済の推進に関する協定を締結
2019(令和 1)年	6月	くるみん認定を取得
2020(2)年	3月	おおいた女性活躍推進事業者表彰を受賞 9月 「みらいしんきんSDGs宣言」を制定 10月 「おおいた働き方改革」推進優良企業を受賞





〒874-8639 大分県別府市駅前本町1番31号
TEL 0977-22-1181(代表)

インターネットホームページ URL
<http://www.oitamirai.co.jp/>

E-mailアドレス
mirai@oitamirai.co.jp

